

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（２）			
日 時	令和４年１０月 ３日（月）	開 議	午前１０時００分
		散 会	午後 ４時３４分
場 所	第１委員会室（書類審査）及び第２委員会室（総括質疑）		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	濱本委員長、小貫副委員長、横尾・高橋（龍）・丸山・秋元・高木・中村（吉宏）・佐々木各委員		
説明員	市長、教育長、小林・林下両監査委員、副市長、総務・財政・産業港湾・福祉保険・こども未来・建設・教育各部長、保健所長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者（水道局長、港湾担当・生活環境、病院局小樽市立病院事務各部長、消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

このたび、決算特別委員長に就任させていただきました濱本でございます。大事な審議がスムーズに進みますよう、努力してまいりたいと思いますので、委員並びに説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には小貫委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に秋元委員、佐々木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。面野委員が高橋龍委員に、酒井委員が丸山委員に、中村誠吾委員が佐々木委員にそれぞれ交代いたしております。

過日開催されました理事会において、別紙お手元に配付のとおり審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。これより、書類閲覧のため、当委員会を秘密会にいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

(秘 密 会)

(秘 密 会 解 除)

○委員長

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午後1時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、これより、保健所及び新型コロナウイルスワクチン接種対策本部所管事務に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、共産党、公明党、立憲・市民連合の順といたします。

自民党。

○中村（吉宏）委員

ありません。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○丸山委員

◎新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症に関してお聞きをいたします。

決算年度が2021年度なので、その前年度の2020年度と2021年度のそれぞれの感染者数と入院者数、それから宿泊施設利用者数、そのほかの施設療養、自宅療養者数があると思うのですが、それぞれの数と、それから前年比についてお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

令和2年度と令和3年度の感染者数、入院者数、宿泊施設の利用者数、施設療養と自宅療養者数について御質問いただきました。

まず令和2年度につきましては、陽性者数が800人。療養先の内訳といたしましては入院が390人、宿泊療養が268人、施設療養が4人、自宅療養が138人となっております。

令和3年度につきましては、陽性者数が4,084人。入院につきましては510人、宿泊療養につきましては268人、施設療養につきましては289人、自宅療養につきましては3,017人となっております。

療養の内訳の前年比なのですが、入院につきましては1.3倍、宿泊療養につきましては増減ございません。施設療養につきましては72.3倍、自宅療養につきましては21.9倍となっております。

○丸山委員

感染の状況がかなり違ってきているのでそういったことの結果だとは思いますが、決算年度において、食料支援利用対象者の要件とそれに当てはまる人数、それから実際に利用した件数をお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

令和3年度におきます自宅療養セットの対象者と利用の件数ということで御質問いただきました。

対象者につきましては、当初、自宅療養者のうち小学生以上の方を対象にお配りしておりましたが、感染者の増に伴いまして、令和4年1月以降につきましては、18歳以上で高校生の方を除くということで変更してございます。対象者につきましては、令和3年度で2,002人となっております。このうち実際に配布した利用の実績につきましては1,236人となっております。

○丸山委員

これ対象者が2,002人で、利用された方が1,236人ということで、希望された方には全部行き渡っているということですよね。確認です。

○（保健所）健康増進課長

希望された方につきましては間違いなくお配りしているというような状況になります。

○丸山委員

それからもう一つ、パルスオキシメーターなのですが、これも陽性になった方の申請によってお貸ししていると思うのですが、パルスオキシメーターの利用件数もお聞かせください。

○（保健所）健康増進課長

パルスオキシメーターの利用者数ということで御質問いただきましたけれども、パルスオキシメーターをお貸しした件数については把握してございません。パルスオキシメーターの在庫が280個程度あるのですが、これについて、現在どなたのところに貸し出しているのかというところを記録しているような状況でございます。

○丸山委員

パルスオキシメーターの貸出しの件数は分からないということでしょうか。それは分からなくていいのですか。感染した株によってもその症状は違うと認識していますが、息苦しさはあまり感じなくても症状が進んでいるケースがあったかと思います。そういうことでパルスオキシメーターを買い増しをして貸出しに対応するとしていたと私は認識しているのですが、利用件数としては把握していないということで、ただ希望があった場合には迅速に対応しているということでしょうか。そこだけ確認をお願いします。

○（保健所）健康増進課長

パルスオキシメーターの貸与の対象者といたしましては、当初は全ての方を対象としておりましたが、令和4年2月以降につきましては65歳以上の方、重症化リスクをお持ちの方、強い症状のある方、妊婦の方、あとはパルスオキシメーターの貸与を希望する方ということで、希望される方には配布している状況でございます。

○丸山委員

その件数を、把握する必要がないのかどうかというのはまた考えなければいけないかと思います。それで、やはり陽性者数が増えてくるとどうしても施設療養、自宅療養の数が増えているというのが今までの経緯だったかと思っています。重症化率ですとか、症状が重篤になるかどうかということを見てこの判断になっているかとは思いますが、それでも、まだ感染が収まったとは言えないと思います。高止まりしている状況が続く中で、もう既に涼しくなってきた今度は寒くなってくるわけで、どうしても換気が悪くなってきましたから、私たちは検査の充実もお願いをしておりますけれども、必要な方が宿泊施設の利用ができるようにその施設を拡大していただくことと、その周知も徹底していただくようお願いをしたところだと思っています。その点を重ねてお願いをして私の新型コロナウイルス感染症に関する質問は終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○横尾委員

ございません。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

ありません。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって、保健所及び新型コロナウイルスワクチン接種対策本部所管事務に関する質疑を終結いたします。

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員退室）

○委員長

これより、総括質疑に入ります。

自民党に移します。

○高木委員

◎収入率について

私からは収入率について伺います。

毎年確認をさせていただいていますが、改めて過去3年間、令和元年度と令和2年度、令和3年度において個人市民税、固定資産税、法人市民税、国民健康保険料について、現年度と滞納繰越と収入率はそれぞれどのようなになっていますか。また、その差もお答えください。

○（財政）納税課長

まず、個人市民税の令和元年度から令和3年度までの収入率ですが、令和元年度は現年度99.2%、滞納繰越51.0%、現年度と滞納繰越合計で98.4%。令和2年度は現年度98.9%、滞納繰越54.0%、現年度と滞納繰越合計で98.2%。令和3年度は現年度99.2%、滞納繰越49.7%、現年度と滞納繰越合計で98.3%となっており、令和3年度の収入率は現年度は前年度に比べ0.3ポイントの増、また、滞納繰越は前年度に比べ4.3ポイントの減となり、現年度と滞納繰越を合わせた収入率は前年度と比べ0.1ポイントの増となりました。

次に、法人市民税の令和元年度から令和3年度までの収入率ですが、令和元年度は現年度99.2%、滞納繰越34.3%、現年度と滞納繰越合計で98.4%。令和2年度は現年度96.9%、滞納繰越56.2%、現年度と滞納繰越合計で96.3%。令和3年度は現年度99.7%、滞納繰越60.5%、現年度と滞納繰越合計で98.4%となっており、令和3年度の収入率は、現年度は前年度に比べ2.8ポイントの増、また、滞納繰越は前年度に比べ4.3ポイントの増となり、現年度と滞納繰越を合わせた収入率は前年度と比べ2.1ポイントの増となりました。

次に、固定資産税の令和元年度から令和3年度までの収入率ですが、令和元年度は現年度99.2%、滞納繰越1.3%、現年度と滞納繰越合計で60.4%。令和2年度は現年度95.7%、滞納繰越1.3%、現年度と滞納繰越合計で61.5%。令和3年度は現年度99.3%、滞納繰越6.7%、現年度と滞納繰越合計で62.8%となっており、令和3年度の収入率は現年度は前年度に比べ3.6ポイントの増、また、滞納繰越は前年度に比べ5.4ポイントの増となり、現年度と滞納繰越を合わせた収入率は前年度と比べ1.3ポイントの増となりました。

○（福祉保険）保険収納課長

国民健康保険料の収入率についてお答えいたします。

令和元年度、現年度分が96.2%、滞納繰越分が30.5%、合計が88.6%。次に令和2年度ですけれども、現年度分が96.9%、滞納繰越分が33.8%、合計が89.9%。次に令和3年度ですが、現年度分が97.6%、滞納繰越分が32.8%、合計で91.2%となっております。

令和2年度と令和3年度の差につきましては、現年度分については0.7ポイントの増、滞納繰越分につきましては1ポイントの減、合計にしますと1.3ポイントの増ということになってございます。

○高木委員

微増しているということですね。

そこで今、法人市民税の4.3ポイントの増として、増の理由をもしお答えできればお願いいたします。

○（財政）納税課長

法人市民税につきましては、令和2年度に税の徴収猶予の特例制度がございまして、それが令和3年度には終了しましたので、それにより納税が行われてポイントが増えたものと思われます。

○高木委員

次に、滞納者に対する早めの納税交渉や滞納繰越への移行の削減のためクレジット納付を導入しているところで。昨年の決算特別委員会でもこのクレジット納付は着実に伸びていくとお聞きしております。令和元年度が収入額約7,571万円に対し、令和2年度は約8,491万円で約920万円の増とお聞きしています。令和3年度については令和2年度と比較していかがでしょうか。

また、国民健康保険料について、令和元年度、2年度、3年度の状況をお聞きますがいかがでしょうか。

○（財政）納税課長

まず市税のクレジット納付の状況については、令和2年度は1,219人が利用し、収入額は約8,491万円でしたが、令和3年度は1,305人が利用し、収入額は約514万円増の約9,005万円となっております。

現在、市の公金は市税のほか、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の3保険料においてクレジットカードによる納付を行っておりますが、市税の利用者については増加傾向にあります。要因としてはクレジット

ト納付はパソコンやスマートフォンからいつでも納付できるので、その利便性が高いことから利用する方が増えているものと考えています。

○（福祉保険）保険収納課長

国民健康保険料のクレジット納付の実績についてお答えいたします。

令和元年度、利用件数が296件、金額が767万3,510円。続きまして令和2年度、利用件数が421件、金額が1,013万750円。令和3年度につきましては、利用件数が492件、金額が1,015万3,180円となっております。

収入額全体から見ますとクレジット納付の占める割合というのは小さいのですが、利用件数、利用額はともに微増傾向にありますので、クレジット納付導入の一定の効果はあるものと考えております。

○高木委員

効果が出てきているということで分かりました。

次に、インターネット公売の実績等をお聞きしますが、この公売についてはその年々で状況が違います。令和2年度の約567万円に対して令和3年度はどうだったのか、お聞かせください。

○（財政）納税課長

インターネット公売について、令和2年度は市税に充当した充当額は約567万円に対し、令和3年度は約69万円で約498万円の減となっています。

○高木委員

次に移ります。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響による猶予などの税収の減少は、猶予特例債3億7,300万円で賄いましたが、この償還には猶予した税が納付されることが必要と以前お聞きしました。その中で、令和3年度の決算に影響が出てくるのではないかと当時推測しましたが、そのことについて影響はどの程度あったのか、お聞かせください。

○（財政）納税課長

まず、税の徴収猶予特例制度による令和3年度決算への影響についてですが、令和2年度までの税の徴収猶予特例制度において、猶予期間期限が到来した税の大部分が令和3年度に納税されましたが、猶予期限が過ぎた令和3年度においても納付されずに未納となった税があり、令和3年度の決算に影響はあったものと考えております。

○（福祉保険）保険収納課長

国民健康保険料につきましても徴収猶予の制度がございまして、新型コロナウイルス感染症の影響で徴収猶予した件数についてお答えいたします。

令和2年度は3件ございまして138万7,730円、令和3年度につきましては新型コロナウイルス感染症の影響で徴収猶予した件数というのはございません。

○高木委員

その猶予特例債の影響が令和3年度にあったということなのですが、どの程度あったかお答えできますか。

○（財政）納税課長

税の未納分のお話をさせていただきたいのですが、約2,000万円が収納未済となって次年度に繰り越されましたので、その分が影響が出たものかと考えております。

○高木委員

次に、滞納繰越の状況について聞きます。

個人市民税、固定資産税、法人市民税について、令和2年度、3年度についてはいかがですか。

また、国民健康保険料の滞納繰越についても令和2年度と令和3年度の状況についてお聞かせください。

○（財政）納税課長

まず、市税の滞納繰越の状況ですが、令和2年度の滞納繰越分として45億7,070万897円、令和3年度の滞納繰越分は45億8,830万4,251円となっており、令和3年度は前年度に比べ1,760万3,350円増加しました。これには法人市民税等全部が入っていますが、令和2年度までの税の徴収猶予特例制度による繰越分のうち、猶予期限が過ぎた令和3年度においても納付されずに未納となった税があったことにより増加したものと考えております。

○（福祉保険）保険収納課長

国民健康保険料における滞納繰越額の状況につきましては、令和2年度2億2,652万6,193円、令和3年度につきましては1億8,318万5,844円となっており、令和2年度と令和3年度の差につきましては、4,334万349円減少しております。

国民健康保険料の滞納繰越額は年々減少傾向にありますけれども、主な要因としましては、被保険者数の減に伴って、もともとの調定額も減少しているためというふうに考えてございます。

○高木委員

滞納繰越が約45億円ということで結構多額な繰越しなのですが、お答えできればですけれども徴収方法とか、多分徴収されているのでしょうか、何かこれから工夫されているとか、新たな手法というのは何かお考えですか。

○（財政）納税課長

滞納繰越分の減少につきましては、納税課といたしましても滞納処分の執行を行う、あるいは粘り強く交渉するなどしてこの滞納繰越分が少なくなるように努力していきたいと思っております。

○高木委員

次に、不納欠損についてですが、令和3年度の状況はいかがでしょうか。

○（財政）納税課長

まず令和3年度の市税の不納欠損ですが、件数が1,736件、義務者数は548人、金額は1,924万4,917円となっており、内訳としては財産がない、いわゆる無財産が1,472件、445人、金額が1,638万8,142円、生活困窮が215件、82人で金額が258万1,250円、居所不明が49件、21人で27万4,525円となっております。

今後、消滅時効による不納欠損は納税折衝や滞納処分により減少させていく考えではありますが、財産がない、いわゆる無財産、生活困窮、居所不明などの理由により滞納処分ができないと判断した場合には、滞納処分の停止をせざるを得ず、これに伴う不納欠損額が増加する可能性もあると考えております。

○（福祉保険）保険収納課長

国民健康保険料における令和3年度の不納欠損についてお答えをいたします。

令和3年度の不納欠損額につきましては、件数は845件、211世帯、金額につきましては1,207万3,247円となっております。この不納欠損の内訳でございますが無財産、財産がないものによるものが25件、8世帯、金額として31万1,560円、生活困窮に係るものが613件、142世帯、金額が833万8,152円、居所不明に係る分100件、21世帯、金額が110万3,560円、生活扶助にかかるものが70件、26世帯、金額が155万6,695円、本人死亡によるものが37件、14世帯、金額が76万3,280円というような内容になってございます。

○高木委員

一つ徴収方法の手法について、個人市民税を少しお聞きしたいのですが、例えば徴収できなかった一個人の無財産の人で払えない時期が各年度にあるとするのですが、その次の年にもやはり請求は送られていくのでしょうか。

○（財政）納税課長

市民税につきましては前年の所得によって計算されるものですから、その年度によりまして納税金額は変わって

くと思われます。その方が実際に払えるか払えないかということになりますと、納税課でいろいろ調査した上で分割納付に応じていただけるか、あるいは本当にもう財産がないという場合は執行停止も視野に考えていくことになろうかと思えますけれども、ケース・バイ・ケースなので状況により対応したいと考えております。

○高木委員

もう一つ、法人市民税についてなのですが、ある企業が例えば何年か前に廃業しました、でもその廃業手続が終わらないときは、終わるまでに同じくその前年度の売上げ等を見ながら徴収されていくものなのですか。

○（財政）納税課長

法人市民税につきましては、それぞれ会社の事業年度があると思うのですが、そこでどのくらいの収益があるかということでその事業年度終了後に課税されることとなりますが、その時点で例えば廃業されるような状況であれば、もちろん財産があれば差押え等になると思うのですが、そのようなこともなければ執行停止も視野に考えていく方向になると思いますが、これにつきましてもケース・バイ・ケースということでいろいろ状況を見ながら判断していきたいと考えております。

○高木委員

◎財政調整基金について

最後に財政調整基金についてお伺いします。

収支改善プランでも御説明を受けたのですが、令和3年度の決算については黒字ということで、職員の方々、本当に皆さん経費削減等で25億円前後まで財政調整基金を積み立てられたということに対してはよかったのではないかと思います。

ただ、令和7年度までの予定なので、ある意味これから公共施設等または総合体育館、200億円また150億円となるわけですが、こういう事務執行状況説明書にしても、本市では多大なる事業をやっている中で、やはり効果のあるもの、効果が出なかったものを細かくチェックしながらその経費削減というのを努めていただきたいです。し、令和7年度以降、やはり人口も減るだろうし私たち生産年齢も1,000人前後ずつ減っていったら、ある意味、交付税も下がっていくだろうということを推測して、財政調整基金をもっと細かく考えていくべきではないのかと思いますけれども、その部分についてはいかがでしょうか。

○（財政）小林主幹

収支改善プラン終了後のことなのですが、御指摘のとおり、今後、大型建設事業を控えている中で中期の収支見通しが求められているものと考えてございます。そのため本年度、プランの中間年に当たることから、中間見直しとして建設事業費や公債費のシミュレーションの作成について検討を進めているところでございます。今後の財政負担を考慮しながら財政運営を進めていくことが必要と考えてございます。

○財政部長

今の高木委員からの御質問ですが、令和8年度以降についてでございますが、今の計画案は令和7年度で、この計画の趣旨といいますか、つくった経緯というのが要は、これをつくった数年後には財政調整基金がもう枯渇するというような形の中で、それを阻止するために計画をつくっていったというのが今のプランになってございます。確かに令和3年度は黒字になったところでございますけれども、このうちの本当に半分近くが特殊要因に、令和3年度もそういうものが重なりまして、結果的に約16億円台の黒字にはなったということでございます。

我々も正直言います、先ほど委員からも御指摘あったとおり、大型建設費、特に庁舎と総合体育館等をこれから予定しているという中で、要は財源の捻出をどうすべきかという部分につきましては、今も検討は進めているところでございますが、まず現在分かる範囲の中で、そういう資料データに基づいて長期のシミュレーションをしないといけない、それは我々も認識をしています。プラン自体は令和8年度以降どうすべきかというのは、先ほど言ったとおりに状況が変わっていく中でプランの在り方も変わってくるのかというのを考えてございますの

で、そういったものもまずシミュレーションを踏まえた中でどういったプランをつくるべきなのかも踏まえて、これから検討は進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○高木委員

やはり小樽市の歳入の根幹は税だと思うので、ぜひ粘り強く徴収していただきたいと思います。

○中村（吉宏）委員

◎令和3年度一般会計決算について

まず令和3年度の一般会計決算からお伺いをしたいのですが、一般会計の歳入と歳出で当初予算見込みと大幅な差が生じているものがあると思うのですが、これについて説明をお願いしたいと思います。特に歳入については、多く不用額が生じているものについて説明をお願いします。

○（財政）財政課長

令和3年度決算におけます決算額と、今、当初予算というお話いただきましたけれども、委員が御覧いただいていた一般会計歳入歳出決算書で予算現額と書いてありますがその比較の基準になりますので、その予算現額との比較でお答えをさせていただきたいと思います。

まず歳入ですけれども、予算現額と収入済額の比較になりますが、地方交付税では特別交付税の増により約3億1,400万円の増となっております。国庫支出金では約22億6,800万円の減となっておりますが、これは予算現額に旧色内小学校解体等事業費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費、感染防止対策協力支援金給付事業費などの令和4年度へ繰り越した事業に係る未収入の特定財源の予算額というのが約20億6,600万円含まれているためであります。それを差し引きますと約2億200万円の差となります。

諸収入につきましては、商工制度融資の貸付金元利収入の減などにより約2億4,100万円の減となりました。市債では約6億4,500万円の減となっておりますが、こちらも国庫支出金と同様、予算現額に旧色内小学校解体等事業費や色内ふ頭老朽化対策事業費、小学校のトイレ改修事業費などの令和4年度へ繰り越した事業に係る未収入の特定財源の予算額が約3億2,600万円含まれているためであります。それを差し引きますと約3億1,900万円の差となります。

次に歳出ですが、歳出は予算現額から支出済額と翌年度繰越額を引いた不用額の大きな項目となりますが、総務費では不用額が約1億4,200万円生じ、主な事業としましては税等過誤納金還付金で約1,400万円、鉄道駅バリアフリー化設備等整備事業費補助金で約1,100万円などとなっております。

民生費では、不用額が約8億6,000万円生じ、児童扶養手当経費で約7,600万円、介護保険事業特別会計繰出金で約7,000万円。

衛生費では、不用額が約4億1,600万円生じまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で約1億8,100万円、同接種体制確保事業費で約4,600万円生じております。

商工費では、不用額が約3億5,600万円生じ、中小企業経営安定健全化資金貸付金で約2億3,000万円生じております。

次に土木費では、不用額が約2億3,100万円生じ、こちらは除雪費で約4,100万円となっております。

教育費では、不用額が約2億2,500万円生じ、こちらは塩谷小学校の校舎等耐震補強等事業費で約4,600万円。

最後に、職員給与費では不用額が約1億4,300万円生じ、職員手当等で約8,700万円生じたことになっております。

○中村（吉宏）委員

今、歳入歳出について説明をいただきまして、まず歳入もいろいろ説明いただいたのですが、歳出の大きな金額について何点が伺いますけれども、これはいわゆる翌年度の繰越しというか事業を繰り越していった額というようなことも今説明あったのですが、気になったのが職員給与費で、職員手当の減というのがあったので

すけれども、これは何か例えば職員数が少なくなったとかというような影響というのはあるのかどうか、お示しいただけますか。

○（財政）財政課長

今申し上げました職員給与費の退職手当につきましては、予算上、定年退職の方の分と、あと退職勧奨という形で年度途中で辞める見込みの方の予算額を積んでおります。ですので、それは一定程度少し余裕を持って積んでいる形になっておりますので、その分が余剰となったという形になっております。

○中村（吉宏）委員

細部に当たると時間もあれなので次に行くのですが、今回、令和3年度で予算化をしたけれども新型コロナウイルス感染症を理由に実施できなかった主な事業と、全体の不用額を示していただけますか。

○（財政）財政課長

新型コロナウイルス感染症を理由に実施できなかった事業と不用額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた本市の事業は多岐にわたっております。各種行事の中止や開催方法の変更、施設の休館など様々な理由によって不用額が生じたものと認識しております。その影響分の不用額を全て精査することはできていないのですが、全く実施できなかった主な事業と不用額につきましては、まず小樽港クルーズ推進事業費で1,250万円、おたる運河ロードレース大会実行委員会補助金で210万円が挙げられます。それら事業の不用額を積み上げますと、約2,800万円となっております。

そのほか医療扶助費などで生じた不用額につきましては、コロナ禍における受診控えなどがあったと思われますし、施設の休館により生じた光熱水費の不用額ですとか、その他事業の縮小、一部変更による不用額など、影響額が容易に算出できないものもあると考えております。

○中村（吉宏）委員

令和2年度の決算の状況を見ていて、不用額というのが約18億6,000万円、比して令和3年度の決算で約24億3,700万円という金額で、やはり両方とも少なからずコロナ禍の影響を受けているのですけれども、かなり不用額が増えてきている。本来、通常の状況であれば実施できるものが実施できなかったのではないかと、今この質問を伺ったのですけれども、例えば今分かる範囲でよろしいのですが、教育ですとか子育てですとか、そういった方面に何か影響が出たというようなことがあればお示しいただけますか。

○（財政）財政課長

市で実施する事業の中でどのような影響があったかということなのですが、市で実施する事業につきましては、直接ですとか間接的に、先ほどの御質問でいただいた、実施できなかった事業はどの事業も市民生活に何らかの影響を及ぼすものと考えられます。その中でも、例えば水泳学習やスキー学習が中止になったことがございまして、それで不用額が生じたものにつきましては、子供にとってそういう機会が失われたというふうに考えられると認識しております。

○中村（吉宏）委員

今聞いたのは、実はコロナ禍の影響を受けた不用額が生じてしまった事業の中で、教育や子育ての方面で行った事業がなかったのかという質問で、実は今答弁していただいたのは次に聞こうと思っていた質問だったのですけれども、市民生活のところで、今の教育のお話も出まして、当時の議会議論でも学校行事で実施できなかったものがたくさんあったというようなことだったのです。これは質問ではないのですけれども、新型コロナウイルス感染症が、今、収束をしているのかまた次の波が来るのか分かりませんが、今後、こうした不用額が生じることがないようにといいますか、本来、やるべき事業を、市民生活に関わるものを本当は実施をしていただいて、それがもし新型コロナウイルス感染症の影響があったならば代替策などを探してやっていく必要があるのではないかな。それは予算をそのまま使えるのかどうかという問題もありますけれども、そうした検討をしっかりと、特に子供たち、

今、市長の公約にもある人口減少対策の重要な柱が子育て支援ということですので、教育も含めてそういったところはお考えいただければと思います。

続いて、今、市民生活に影響を及ぼすというようなことでこうしたほうがというお話ししたのですが、令和4年度については実施できなかったものについて工夫をしたりですか、予算措置の際に、何か、工夫されたことがあればお示しいただきたいと思うのですが、いかがですか。

○（財政）財政課長

令和3年度実施できなかった事業等につきましては、基本的に令和4年度につきましてはコロナ禍以前の平常時の1年間に必要となる予算として計上はしておりますが、事業の実施の可否につきましては、感染症の拡大の状況等により判断されるものと考えております。

○中村（吉宏）委員

先ほども申し上げたのですが、令和4年度もあと半年ぐらいですが、令和5年度に向けても、どうすればいろいろ工夫してできるかというのを念頭に置いて予算編成をいただきたいと思います。

逆に、新型コロナウイルス感染症の影響で当初予算していたものよりも歳出増になった事業というのは、あればお聞かせください。

○（財政）財政課長

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして歳出増となった主な費目等につきましては、まず国の給付金や臨時交付金を活用しました事業以外で申しますと、総務費では、市役所庁舎や建設部庁舎の感染拡大防止対策事業費で約200万円、民生費では、勤労女性センターや小・中学校に開設します放課後児童健全育成事業費で約200万円、また、市民会館、公会堂、市民センターの臨時休館等損失補填金で約1,100万円、衛生費では、新型コロナウイルス検査事業費で約2,300万円、同感染症対策事業費で約1億6,800万円、教育費では、成人の日経費で約100万円などが挙げられます。

○中村（吉宏）委員

実施できなくて不用額が生じた事業の反面、こういった増加したのがあるのだなというのが見えてまいりました。

続いて、これも第1回定例会の資料には示されているのですが、新型コロナウイルス感染症対策として、実施した事業を、具体的なものを示しながら事業費を示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○（財政）財政課長

新型コロナウイルス感染症の対策として実施した事業につきましてお答えします。

まず給付事業としまして感染防止対策協力支援金給付事業費が約36億9,900万円、住民税非課税世帯等に対する臨時給付金給付事業費が約20億4,200万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費が約11億7,800万円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費が約1億4,800万円、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費が約2,200万円、生活困窮者住居確保給付金支給事業費が約1,000万円となっております。

また、ワクチン接種事業としまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業費が約5億7,400万円、同接種体制確保事業費が約4億9,600万円となっております。さらに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業としまして、事業継続支援事業費やおたるプレミアム付商品券事業費などで約9億4,900万円、最後に、北海道の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した事業としまして、受診・相談センター設置事業費が7,000万円となっております。

○中村（吉宏）委員

新型コロナウイルス感染症独自の対策を行わなければならない状況というのがありまして、令和3年度も約700億円という一般会計決算の金額になっているという状況だと思います。こうした通常とはまた違った状況が2年、3年と続いてきている中でなかなか大変だなと、いわゆる財政の計画を立てていく状況も大変だなと思うのですけれど

ども、いろいろなデータを見せていただいた中で、今、本市は収支改善プランに取り組んでいると思います。先ほどもお話が出ましたが、今、取組中の収支改善プランの令和3年度の実績と比較して当初計画していた以外に生じた影響について説明をいただきたいと思いますが、この点いかがですか。

○（財政）小林主幹

まずプランの取組の関係ですけれども、取組の中に使用料・手数料の適切な改正という項目がございます。これは令和元年度からの使用料・手数料の収入の増減を効果額として設定しているものですが、令和3年度は使用料の減が大きく、使用料・手数料全体も令和元年度から比べると減少した形となっております。これは新型コロナウイルス感染症による利用減や施設の休館なども影響しているものと考えてございます。

○中村（吉宏）委員

そういった影響、恐らくこれも新型コロナウイルス感染症の影響かと思いますが、そうした中でも財政調整基金への積み上げといいますか、増額をしていて、説明ではその積み上がった分を一定程度、北海道市町村備荒資金組合に積み上げていく、これは公共施設等が老朽化している状況でその建て替えにということだと思っておりますけれども、今回、財政調整基金が増額しているという積み上がったということは、今の状況から見ても必ずしも喜んでいられる状況ではないのかと思うのです。

今は説明をいただいたところなので、そしてまた新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業等も今確認をさせていただきましたので、その中で今後において、どうすればいろいろと市民生活に影響のない事業も実施できるのかということもしっかり見極めて進めていただきたいと思います。

◎公共施設の有効活用について

次の質問に移ります。

公共施設の有効活用についてなのですが、本日は学校跡について伺いたいと思います。

まず令和3年度で、小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画の策定後に廃校となった校舎について、使途が決定した数と未決定の学校跡数を示してください。

○（総務）企画政策室島谷主幹

小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画策定後、閉校等による校舎跡が16施設ありますが、売却方針が決定しているものを含めて使途が決定しているものは11施設、未決定の数は5施設となっております。

○中村（吉宏）委員

あと5施設が残っているということですが、それらの有効活用について、これは収支改善プランを受けてということもあるのですが、令和3年度はどのような取組を行ったのかお示ください。

○（総務）企画政策室島谷主幹

令和3年度におきましては、学校跡利用について、市内の学校再編に伴う跡利用検討委員会を3回開催しましたほか、課長級の研究部会も2回開催して検討を行っております。また、跡利用の方針を決定した旧天神小学校及び旧祝津小学校につきまして地元町内会役員への説明と住民への周知を行っております。

○中村（吉宏）委員

そこでいろいろ伺いたいのですが、民間の方などからも利用の相談、問合せなどあると思うのですが、そういった利用の希望だとか相談の件数というのは令和3年度どのくらいあったのかお示ください。

○（総務）企画政策室島谷主幹

令和3年度、企画政策室でお受けしました問合せ、相談の件数は6件となっております。

○中村（吉宏）委員

そのうち実際に利活用が有望だなというのをどう判断するかなのですけれども、具体的に前に進みそうな件数というのはあったのでしょうか。お示ください。

○（総務）企画政策室島谷主幹

今お答えしました6件が、現在具体的には進んでおりませんが、今売却方針で手続をしております旧祝津小学校がございますので、こちらがそのように進みますと検討される方もいらっしゃるのではないかとこのように考えております。

○中村（吉宏）委員

前進はあるのかと思いながらなのですけれども、何とか進んでいただきたいと思うところで、この問題について今後の進め方について何かこうしていく方針だというのがあればお示しいただきたいと思いますが、いかがですか。

○（総務）企画政策室島谷主幹

学校跡利用の検討の進め方につきましては、現在、平成30年12月の学校適正配置等調査特別委員会でお示ししました学校跡利用の検討の進め方というフローに従って進めております。このフローでは、まず公共施設の活用を検討しますが、公共活用案のない場合にはサウンディング型市場調査を実施し、民間事業者等から御提案をいただき、その提案内容を、地域の発展や本市のまちづくりに寄与するかなどの検討を行います。提案がない、採用できるものがないといった場合には、売却を視野に入れた検討を進めることとしておりまして、現在はこの流れに沿って庁内検討を進めることにしております。

ただ、課題として学校の立地がよくない、用途地域による制限がある、またほとんどの施設は現在の耐震基準を満たしていないなど様々な課題もあり時間がかかっておりますが、引き続き庁内に設置している学校再編に伴う跡利用検討委員会で検討してまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

サウンディング型市場調査というのも前に一度取り組まれたと思うのですが、令和3年度にかけて引き続き続けているのでしょうか、お示ください。

○（総務）企画政策室島谷主幹

サウンディング型市場調査につきましては過去、旧祝津小学校、旧塩谷中学校、旧北山中学校、旧末広中学校につきまして実施をしておりますが、旧祝津小学校につきましては提案が1件あったものの活用する、実施するというものには至っておりません、また、残りの3か所につきましては実施要領に従った提案がなかったということでございます。

現在につきましては、残る物件について公共活用というものは進められないのかといった検討、それからサウンディング型市場調査に進めるべきかどうかといったことを検討する必要があるものというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

その次なのですけれども、今なかなか進まない課題というのを先ほど答弁の中で何点が挙げられました。都市計画に関する規制というのは、これは私も本当に足かせになるのだらうなと思っています。これは絶対変えてかなければならないのだらうと考えるのですけれども、先ほど挙げていただいた課題について、何か令和3年度取り組んできたこととか課題解決のために進めてきたことなどあればお示ください。

○（総務）企画政策室島谷主幹

学校跡利用につきましては、先ほど言いました庁内の検討委員会ですとか各部署で集まった研究部会で検討しているところなのですが、なかなか用途地域の制限についてはこれといった案が出ているものではございません。

○中村（吉宏）委員

都市計画が大きな足かせだと言いましたが、本市は大分古くからの都市計画をずっとほぼあまり大きな変更せず続けてきているというところがあります。学校の立地というのが住居専用地域等の住宅にしか利用できない。なので、その学校の利活用というところでは非常に、何かほかのものに転用をというときには物すごく大きな足か

せになってしまうというのが現状かと思いますので、ぜひ庁内会議を行われているということですから、こうした都市計画の変更の声なども上げていただきながら、どうすれば活用していけるかということも今後において考えていただきたいなと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○丸山委員

◎ふれあいパスについて

まず、ふれあいパス制度についてお聞きします。

利用できる交付の対象者は70歳以上の小樽市民ということです。2020年は新型コロナウイルス感染症の影響が大きくて、そもそもバス利用が控えられてしまっていた中、2020年度、今回の決算の年度に冊数制限が導入されたところです。2018年度、平成30年度から決算年度2021年度、令和3年度の4年間のこのふれあいパス制度の対象人数と、それからふれあい回数券購入チケットを交付した交付者数をお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

それでは平成30年度から令和3年度までの制度の対象の人数とふれあい回数券購入チケットの交付者数ということで御回答申し上げます。

まず平成30年度、対象者が3万7,070人、うちふれあい回数券購入チケットの交付者数が2万1,058人でございます。続きまして、31年度、対象者が3万7,873人、うちふれあい回数券購入チケットの交付者数が2万2,042人。令和2年度、対象者が3万8,583人、うちふれあい回数券購入チケットの交付者数が2万2,536人。3年度、対象者3万9,893人、うちふれあい回数券購入チケットの交付者数が2万3,425人でございます。

○丸山委員

その同時期の対象人数に対するふれあい回数券購入チケット交付者数の割合もお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

交付率ということで申し上げます。平成30年度の交付率が56.8%、31年度が58.2%、令和2年度が58.4%、3年度は58.7%でございます。

○丸山委員

対象人数が増えて、ふれあい回数券購入チケット交付者数も毎年伸びているわけです。交付率も微増ではありませんけれども増えているわけですが、事業費について、同時期の事業費と、それから、それぞれ前年比も併せてお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

事業費につきましては、平成30年度につきましては約2億105万6,000円、前年度比で112.5%、31年度につきましては約2億870万6,000円、前年度比で103.8%、令和2年度で約1億8,381万5,000円、前年度比で88.1%、3年度が約1億7,768万3,000円、前年度比で96.7%でございます。

○丸山委員

対象人数とバス回数券の交付者数が毎年伸びている中で、2020年度はコロナ禍の影響があったのがくっと減るのは、そもそも高齢者だけでなく全体的に減っているということで、これは仕方がないというか、そういうコロ

ナ禍の影響があったということだと思います。さらに決算年度2021年度、令和3年度が前年比96.7%ということなので、12冊制限を導入したその効果が出ているというふうに考えていらっしゃるのではないかと思います。ただ、コロナ禍の影響と、制度を変えた、冊数制限を導入したこの影響について、どんなふうにお考えになっているのか、12冊制限にしたその影響が十分に出ているのか評価しているのかどうか、その辺りを少しお聞かせいただけますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

令和3年度から年間の購入冊数の上限を設定するという事で、新制度という形になったところでございますけれども、先ほど交付人数だとか事業費を申し上げましたけれども、その結果で私たちが思っているのは、まず、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響があるというふうに思っておりまして、なかなか外出がしづらくて十分に御活用いただくことができていないのではないかと考えております。制度が変わる前の令和2年度とか、あと新型コロナウイルス感染症が出てくる前の平成31年度とかとの、数字だけで単純に比較することはまだ現状は難しいのかというふうに考えてございます。

○丸山委員

たしかこの制度を変更するときに1億5,000万円くらいに抑えたいというお話もあったかと思います。事業費はまだ1億5,000万円より多いですけども、ただその回数券の交付数は増えている中で事業費が減っているということは、当然なのですけども、例えば2路線乗らなければならない人だったりとか、今までたくさん使わなければ目的地に着かなかったという人にこそ影響が出ていると思うのです。

対象者に同じ金額の補助をするということで平等な制度なのだというふうに説明もされてきたのですが、目的地に行くまでに条件が違うわけですから、平等に配ったというだけでは公平ではないと私は主張をしてきたわけです。

さらにこの10月から、よろこび回数券が取り扱われなくなっていました。9月中にたくさん買った方もいらっしゃると思いますけれども、たくさん買える方はやはりそれなりの余裕がある方だと思いますので、ふれあいパス制度の冊数制限が導入されたことで、やはり市内に住んでいらっしゃる高齢者の生活にコロナ禍の影響プラスこの制度を変更された影響が出ている。かなり高齢者の方々は厳しいのではないかと考えていて、その辺りの認識をお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

今の北海道中央バスのよろこび回数券の廃止の関係とかの影響もあるのではないかとということなのだと思いますけれども、以前から私どもで申し上げているかと思いますが、まず本事業の制度趣旨は、社会参加と生きがいをづくりの創出の促進を目的としているものでございまして、全ての移動を保証するものではないというところでございます。おっしゃるとおり回数券の廃止によって負担の増える方は当然いらっしゃるかとは思いますが、私どもとしましては、限られた財源の中で持続可能な制度とするため、このような冊数の上限を増やすことや撤廃といえますか、そちらについては現状、考えてございません。

○丸山委員

社会参加と生きがいをづくりということで全ての移動を保証するわけではないというふうに御説明は繰り返し聞いておりますけれども、ただどんな活動であっても、社会活動であっても、やはり移動は伴うわけで、そのときに御家族の車に乗れない、あるいはタクシーで行くのは少し経済的な負担が大きいという方こそ、このふれあいパス制度を使っていたのだと私は認識していますので、ここに障害というか、ハードルが設けられるというのは、市内に住む高齢者の方の生活向上にとって私はかなり悪い影響があると思っております。

◎老人福祉費について

そのことをお伝えをして、次の老人福祉費のことを引き続きお聞きしたいのですが、2020年度の支出約5

億5,800万円から2021年度は約5億300万円と約5,500万円減額していますが、どんなことが変わったのかお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

老人福祉費の令和2年度決算額と3年度決算額の差についての御説明ですけれども、主なものを1,000円単位で御説明申し上げますと、老人ホーム保護費につきましては令和2年度2,276人から3年度2,095人となりまして、決算額、令和2年度が老人ホーム保護費3億2,593万7,000円が3年度2億9,897万7,000円となり、差額が約2,696万円というふうになります。

また、令和2年度に行われました介護保険施設事業継続支援事業費、こちらにつきましては令和2年度限定の事業でしたけれども2,876万2,000円、それが3年度に全減となりまして同額が差額となります。こちらの二つの事業の差額を合わせますと5,572万2,000円、こちらが主なものの内容になります。

○丸山委員

老人ホームに入居された方が減ったというのは何か特別な理由があったのでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

詳しい資料を今持ち合わせていないので詳しいこと申し上げられないのですが、高齢者人口につきましては減少傾向が続いておりますので、その中の流れのことだというふうに把握しております。

○丸山委員

それから、2018年度から2021年度の老人福祉費の予算現額、支出済額、不用額をそれぞれお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

平成30年度から令和3年度までの予算現額、支出額、不用額につきましては、こちら1,000円未満を四捨五入させていただきます。平成30年度予算現額6億1,485万3,000円に対し支出済額5億6,849万2,000円となり不用額は4,636万1,000円、平成31年度につきましては、予算現額5億8,781万1,000円に対し支出済額5億7,254万6,000円、不用額は1,526万5,000円、令和2年度は、予算現額6億598万6,000円に対し支出済額5億5,783万円となり不用額は4,815万6,000円、3年度につきましては、予算現額5億2,493万8,000円に対し支出済額が5億313万1,000円となり不用額が2,180万7,000円となっております。

○丸山委員

不用額が凸凹するのは仕方がないとして、ただ不用額が4,000万円ぐらいは出ている年も結構あって、さらに支出済額を見ると、少しずつですけど減っているわけで、ここの支出する額を維持するだけでふれあいパス制度をもう少し手厚くすることもできるのではないかと思うわけですが、ふれあいパス制度の冊数制限を、見直すお考えはないでしょうか、お答えください。

○福祉保険部長

老人福祉費の不用額が出たので、ふれあいパスへという御質問でございましたけれども、それぞれの事業につきましてはやはりそれぞれ必要なものを計上しておりますので、不用額が出ている出していないというのはその結果ということになります。

ふれあいパスにつきましては、先ほども主幹から答弁がございましたけれども、社会参加と生きがいつくりの創出ということを目的としてやっているものでございまして、制度についても令和3年度から制度を見直して始めたばかりでございます。

これも今後どうなってくるのかというのも、ある程度事業を進めてその効果を見ていかなければならないということもございますので、現状では冊数の上限ですとか、その辺の見直しというのは考えてございません。

○丸山委員

◎介護保険について

ただ、先ほども申し上げたようによろこび回数券も使えなくなりました。冊数制限があつて、ふれあいパス回数券を使ってしまった人は、よろこび回数券を使っているという人も結構いるのです。それもなくなってしまったということで状況は変わっています。検証していくということなので、高齢者の生活を支えるということで見直していただくことを期待をするということをお伝えして、次に介護保険に行くのですけれども、2021年度の新型コロナウイルス感染症の影響による減免があったと思います。要件は前年度と変わらないのかどうか、お願いします。

○（福祉保険）次長

減免の要件ですけれども二つありまして、一つ目が新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方、二つ目が、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであることとなります。

○丸山委員

新型コロナウイルス感染症の影響による減免を受けた人数と金額について、それから、前年度と比較してどうだったのかをお聞かせください。

○（福祉保険）次長

人数は100人、減免額は555万4,000円であります。令和2年度と比較してですけれども、令和2年度は人数が383人、減免額が2,796万円で人数、減免額とも減少しております。

○丸山委員

この減免された金額というのは、前年度同様、国が補填するということに変わりないということではないでしょうか。

○（福祉保険）次長

変わりありません。

○丸山委員

介護保険の2021年度、令和3年度の歳入歳出と剰余金の金額をお聞かせください。

○（福祉保険）次長

まず、歳入総額152億9,818万3,750円に対しまして歳出総額は149億7,221万3,807円であり、差引き3億2,596万9,943円となります。

○丸山委員

そうしたら剰余金の扱いについて、今後予定されている内容をお聞かせください。

○（福祉保険）次長

剰余金全額を令和4年度に繰り越します。国・道支出金及び支払基金交付金の超過交付額1億2,385万6,247円を令和4年度で清算し、第1号被保険者保険料還付未済分を除いた1億9,903万1,136円について介護給付費準備基金に積み立てる予定であります。

○丸山委員

その結果、介護給付費準備基金の残高は幾らになるのでしょうか。

○（福祉保険）次長

17億2,316万8,838円になります。

○丸山委員

約17億2,317万円もの介護給付費準備基金になるということでした。

決算年度の一般会計繰入金についてもお聞きしたいのですけれども、それぞれの金額と前年比の増減をお聞かせください。

○（福祉保険）次長

まず繰入額ですけれども、総額で23億6,772万3,024円です。内訳につきましては保険給付費分が17億1,152万3,493円、地域支援事業費分が1億147万862円、低所得者保険料軽減分が2億8,270万4,730円、事務費分ですけれども2億7,202万3,939円であります。前年度との比較ですけれども、令和2年度の繰入金総額23億2,804万9,074円に対し、3,967万3,950円の増額となっております。これにつきましては認定調査経費等の事務費分で約2,485万円増額、それと保険給付費増額に伴う市負担分が約2,094万円増額したことが主な要因であります。

○丸山委員

介護保険制度については、介護保険料の引下げと、それから、利用が増えれば負担もそれに伴って増えていくということで、使いたいのだけれども使えないとか、デイサービスに行くにしても週3回行きたいところを2回に抑えているというような状況も聞いているわけで、負担の軽減を求めているわけですが、この一般会計からの繰入れというのは決められた割合があると聞いていますので、これ市が独自で一般会計から幾ら入れますというふうに決められないのだと説明を受けました。

そうするとやはり介護給付費準備基金から手当をするということになりまして、ただ3年で一気にになるので、これを変えられるのは2024年度からということになりますけれども、これだけ約17億円のお金が積み上がっているということなので、今8期、次の9期には引き上げざるを得ないというふうに説明されてもいますけれども、引き上げない、さらには引き下げということも検討できるぐらいの基金の残高になっていると思うのですが、その辺りはどんなふうに認識されているのか、お聞かせください。

○（福祉保険）太田主幹

ただいまの御質問にありました介護給付費準備基金を使った保険料の引下げについてなのですが、第7期小樽市介護保険事業計画から今第8期の保険料を計算するときに、基金から約3億3,000万円を繰り入れする形で7期、8期の上昇を抑えております。これはコロナ禍によって負担が増えているという理由もありまして、同額で据え置いています。今据置き状態ですので、今度8期から9期、9期から10期になったときに、高齢者は団塊の世代の方が75歳以上になるということで2025年、さらにその先の2040年ということで、国で見据えて、介護のサービス料が増えるのであろうと、こうしております。そうすると、使っている方が増えればその分かってくる給付費も増えますので保険料負担というのが高くなります。それを毎回据置き、さらには引下げということであれば、今考えている基金だけで賄えるのかどうかという問題が出てくると思います。

実際には、介護保険事業計画を立てるときに高齢者保健福祉計画等策定委員会という委員会を設けまして、そこで識者の方と一緒に検討して決めている経緯がありますので、今後についてはその都度、3年ごとにやりますけれども、策定委員会の中でその点について議論して検討していくという形になります。

○小貫委員

◎決算について

歳出総額ですけれども、まず令和2年度と比べると約57億8,987万7,000円の減少ですけれども、これは一般財源の充当額では前年と比べてどうだったのか、説明してください。

○（財政）財政課長

令和2年度と3年度決算における歳出の一般財源充当額につきましては、3年度は約343億418万6,000円であり、2年度が約341億1,187万3,000円でありましたので、約1億9,231万3,000円の増となりました。

○小貫委員

歳出総額は減少しているのですが、一般財源の充当額は増加したということで、監査委員事務局がいますので審査意見書の2ページ、決算総括の1段落目と2段落目を読み上げてください。

○監査委員事務局次長

それでは読み上げます。

「本年度の一般会計は、当初予算編成に当たって、新型コロナウイルス感染症などの影響により、歳入総額では個人市民税及び法人市民税など一般財源ベースで減少が見込まれる中、事業等の必要性などを考慮した上で歳出の圧縮に努めてもなお、財源不足を生じることから、財政調整基金の取崩し等による財源対策により収支均衡が図られました。また、国の補正予算に対応して、住民税非課税世帯や子育て世帯への臨時特別給付金のほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各種事業に係る補正予算を講じて積極的な実施に努められました。

決算の状況を見ると、歳入において、市税や地方交付税などが予算を上回るとともに、歳出では、職員給与費、児童扶養手当などの扶助費のほか、他会計繰出金などで不用額が生じたことにより、形式収支で1,835,753千円の黒字を生じ、12年連続の黒字となりました。」

○小貫委員

今読み上げていただいたように、予算のときは、一般財源ベースで減少が見込まれると。ただ、決算についてはこの一般財源どうなったかというのが触れられていないのです。

そこで、一般財源の5年間の推移を示してください。

○（財政）財政課長

決算におけます一般財源の過去5年間の推移につきましては、まず平成29年度が約350億3,609万5,000円、30年度が約344億854万9,000円、令和元年度が約344億8,299万4,000円、2年度が約342億9,639万6,000円、3年度が361億3,993万9,000円となっております。

○小貫委員

当初予算では、確かに審査意見書にあるとおり減少が見込まれたのですが、決算では5年間で最も多くなった。審査意見書にせめてこのことを書いていただければよかったかと思うのですが、それは質問にはしません。それで、まずなぜこうやって多くなったのか、この理由を説明してください。

○（財政）財政課長

3年度の当初予算編成時と比べまして、決算において一般財源が多くなった主な理由としましては、地方交付税が16億3,831万7,000円増となったことなどによるものです。普通交付税は、国の補正予算に伴う再算定が行われたことなどによりまして13億2,463万円、特別交付税が3億1,368万7,000円の増となりました。

○小貫委員

地方交付税の増加だという話なのですが、一般財源というのが前年度より約18億円多いわけですが、ところがその充当した額というのは前年比で約2億円の増という形になっているのです。増えた一般財源が充当されていない額が大きいということになると思うのですが、この理由についても説明してください。

○（財政）財政課長

3年度の一般財源が約18億円増えている中で一般財源の充当額は約2億円程度の増となっております理由につきましては、今お話ししました地方交付税の増などによりまして一般財源の総額自体がまず増えているほかに、概算交付により国や道からの支出金の超過交付などに伴いまして、歳出に必要な一般財源が余剰となったことによるものです。

○小貫委員

それで地方交付税の関係で、基準財政需要額と基準財政収入額が令和2年度と3年度を比較してどうだったのか、理由も含めて説明してください。

○（財政）財政課長

まず3年度の基準財政需要額は276億9,038万円で2年度と比較して約5億5,552万7,000円の増となりました。これは先ほど申しました国の補正予算に伴う再算定よりまして、個別算定経費という項目に臨時経済対策費と臨時財政対策債償還基金費が創設され、合わせて6億9,437万1,000円の増となったことなどによるものです。

次に、3年度の基準財政収入額ですが、127億1,574万7,000円で、2年度と比較して4億8,421万2,000円の減となりました。これは市民税所得割や法人税割が2億9,659万6,000円の減、固定資産税で1億1,942万6,000円の減となったことなどによるものです。

○小貫委員

それで一般財源の充当額ですけれども、前年比で増減が多かった款、項、目の項について何か説明してください。

○（財政）財政課長

前年度と比較して一般財源の充当額の増減が多かった項につきましては、まず前年度より減少した主な項としまして、保健所費が約2億3,800万円、清掃費が約1億7,200万円、基金償還費が約1億6,400万円の減となっております。

次に、前年度より増加した主な項としましては、減債基金費が約4億2,000万円、道路橋りょう費が約3億6,200万円、公債費が約2億3,100万円の増となっております。

○小貫委員

それで、道路橋りょう費は除雪の関係だと思うのですが、ただ保健所費がこれだけ新型コロナウイルス感染症だといっている中で充当額としては減ったということなのですが、保健所費の支出済額、令和元年度から3年度でそれぞれ幾らなのか、令和元年度と2年度は3年度比でどの程度なのか、説明してください。

○（財政）財政課長

項の保健所費の令和元年度から3年度の支出済額につきましては、元年度が約4億5,500万円、2年度が約8億6,400万円、3年度が約18億7,200万円となっております。また支出済額を3年度と元年度で比較した場合、約14億1,700万円の増、3年度と2年度で比較した場合は、約10億800万円の増となっております。

○小貫委員

それで上がってきているわけですが、この支出済額に占める一般財源の比率というのは、その3か年でどうなっているのか、示してください。

○（財政）財政課長

項の保健所費の支出済額に占める一般財源の割合につきましては、元年度が約79.2%、2年度が約46.5%、3年度が約8.7%となっております。

○小貫委員

そうですね、一般財源の比率というのが下がっていると、それだけ国のお金が入っているということだと思うのですが、ただ、本会議での市長答弁でもあったのですが、国や道の支出金の超過交付額及び地方交付税が増額したことで黒字になった。地方交付税の増加が黒字につながるという話は分かるのですが、国や道支出金というのは基本的に使う目的が決まっているわけですから、それがなぜ黒字につながるのか、この辺を説明してください。

○（財政）財政課長

国や道の支出金の超過交付額が3年度決算の黒字につながる理由につきましては、超過交付された国や道支出金につきましても3年度の収入として歳入されます。そのため決算整理上、当該事業の属する目の特定財源となりまして、超過交付相当分が一般財源の余剰となるためです。ただし、あくまでも超過交付された国や道の支出金につきましては、原則翌年度に返還する必要がありますので、令和4年度第3回定例会におきまして、3年度超過交付

額返還金として、約3億8,300万円を補正しております。

○小貫委員

それが保健所費にも現れているということだと思うのですが、あと自主財源と依存財源の状況について、自主財源が増加しているのですが、この理由を説明してください。

○（財政）財政課長

令和3年度決算では2年度と比較して自主財源が約4億6,233万1,000円増加しました。その主な理由につきましては、まず諸収入が商工費貸付金元利収入の減などにより約8億7,800万円減少しましたが、分担金負担金が感染防止対策協力支援金給付事業費の負担金などによりまして、約7億2,800万円の増となったほか、繰入金が入ると応援基金繰入金の増などにより約3億700万円の増、寄附金が入ると応援基金積立金の増などによりまして約2億9,800万円の増となったことによるものであります。

○小貫委員

今答弁あった分担金負担金というのは、これからも収入が見込める内容なのか、令和3年度限りなのか、説明してください。

○（財政）納税課長

3年度に歳入されました協力支援金の負担金につきましては、緊急事態宣言の特定措置区域指定に伴います北海道による市内飲食店等への、休業、営業時間短縮要請に応じていただいた事業者に対しまして協力支援金を給付した際に、北海道からの負担金として歳入されたものでありますので、そのような事態にならない限りは今後は見込めないものと考えております。

○小貫委員

先ほど財政部長が特殊要因によるものだということを言っていましたけれども、黒字は出しているのだけれども、今言ったように一般財源では国の返還金もある。自主財源でも令和3年度限りという状況はある。やはり共産党が主張するような大型公共工事から暮らしへの転換という予算の転換が求められているということを述べて終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時47分

再開 午後3時09分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○横尾委員

◎私道整備助成事業について

私からはまずは、私道整備助成事業についてお聞きいたします。

地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とされております。最少の経費で最大の効果とは何を意味しているのか、住民の福祉の増進に当たっている仕事なのかどうかというのを考えた上で、妥当性

だとか効率性、経済性、有効性などの視点を持って数々の事業も決算と同時に、検証されてきたのかと思いますので、それを前提に、以前にもお聞きした、今回も利用されていない事業についてということで、そういう観点で聞かせていただきたいと思います。

まず私道の整備助成事業ですけれども、この制度の目的についてお聞かせください。

○（建設）庶務課長

制度の目的でございますけれども、読み上げます。

私道の整備の促進を図り、生活環境の向上に資することを目的とするというふうに定めてございます。

○横尾委員

生活関連道路である私道の整備というのについてされていると思うのですけれども、この市民ニーズというのは今どのような状況でしょうか。

○（建設）庶務課長

この事業に対して寄せられる御相談等ございますけれども、その中で例えてみますと、例えば御自宅の前の私道があってその傷みに対して補修を行いたい、こういったリクエストが市民の皆様から寄せられている状況はございます。

○横尾委員

それでは、この整備助成制度の条件とその理由についてお聞かせください。

○（建設）庶務課長

助成の対象要件でございますけれども、道路の幅員が側溝を含む3メートル以上の道路で、境界が明確であり、かつ次のいずれかに該当することが必要であるというふうにしてございます。

まず1点目でございますけれども、両端が公道に接続しているもの。2点目が、一端が公道に接続し、かつ他の一端が幅員3メートル以上の私道に接続しているもの。三つ目が、一端が公道または幅員3メートル以上の私道に接続し、かつ他の一端が学校、保育所その他の公共施設に通じているもの。こちらを助成の対象としてございます。なぜこういった要件を設けているかということでございますけれども、まず私道の整備助成の対象にするということは一定程度、多くの方、不特定多数の市民の皆さんが利用する道路というふうに認識しておりますのでその理由として、一定程度の幅員があってかつそれに面している道路であることが必要であるというふうに考えて、このような要件を設けているところでございます。

○横尾委員

それでは、この助成割合とその理由についてもお聞かせください。

○（建設）庶務課長

助成割合でございますけれども、こちらにつきましては標準設計、道路の舗装厚ですとか、そういう定めを内部で設けまして、その標準設計に基づく工事について交付するというふうにしてございます。金額でございますけれども、その際に施工業者の見積りと小樽市の標準設計金額をてんびんにかけて、低いほうの3分の1というふうにしてございます。

3分の1にしている経過でございますけれども、以前2分の1という時代もあったのですけれども、現在の進んでいる状況それから道内の他都市の状況等を踏まえまして、小樽市では3分の1という助成割合にしてございます。

○横尾委員

2分の1から3分の1に助成の割合が変わったというお話もありましたけれども、今までの見直しなども含めて経過というのはどのようになっていたか、分かればお聞かせください。

○（建設）庶務課長

小樽市私道整備助成規則を見ますと昭和58年9月1日から施行されてございます。その間マイナーチェンジは行

われておりますけれども、先ほど申し上げた2分の1助成の時代が平成14年度まで行われております。15年度以降は現在の3分の1ということで変わってございません。

あと経過を見ていきますと、内容のところで交通安全施設というのが今、カーブミラーですとか、そういうのが対象になっているのですけれども、平成元年度からそちらの部分についても助成対象に加えたという記録が残ってございます。

○横尾委員

割合は平成15年度から見直しはされていないということで確認いたしました。

この事業というのは、施策の評価という形でその中に含まれている事業として評価されてきていると思うのですけれども、この事業、私道整備助成制度というのはどこの施策に構成されているのかお聞かせください。

○（建設）庶務課長

こちらの事業でございますけれども、総合計画の施策の分野分けで考えていきますと道路・河川というところに位置づけられるものというふうに認識してございます。ただ、総合計画の中ではこの私道整備に係る助成について目標値というものを設定してございません。表立ってこの評価という部分で上がってはございません。

○横尾委員

制度のことを確認させていただきましたけれども、その上で分かれば過去5年間の実績、分からなければ3年でもいいのですけれども、実績をお聞かせください。

○（建設）庶務課長

過去5年間ということで予算額、決算額、助成件数について述べさせていただきます。

まず令和3年度でございますけれども、予算額40万円に対しまして助成件数ゼロ件、金額もゼロ円というふうになってございます。2年度でございますけれども、予算額40万円に対しまして助成件数が1件、金額で8万9,100円というふうになってございます。元年度でございますけれども、予算額50万円に対しまして助成件数ゼロ件、決算額もゼロ円となっております。平成30年度も予算額50万円に対しまして件数ゼロ件、決算額ゼロ円となっております。29年度につきましては予算額50万円に対しまして助成が1件、決算額が7万2,000円となっております。

○横尾委員

それでは、この事業の対象となる件数というか、どのくらいの数が市内に存在すると考えていらっしゃいますか。

○（建設）庶務課長

相当数はあるとは感じているのですけれども、具体的な数字は把握してございません。

○横尾委員

それでは、この事業を進めるに当たって、この事業が有効に活用されているという判断をする目標みたいなものはどのようになっていますか。

○（建設）庶務課長

目標でございますけれども、先ほど申し上げたとおり具体的な数値目標というのをこの事業で設けてはございません。ただ事業の目的ということで生活環境の向上を目指すとしておりますので、それに向けて事業を進めているところでございます。

○横尾委員

ちなみに予算で見積もっていると思うのですけれども、それは目標にはなっていないのですか。

○（建設）庶務課長

もちろん予算額ということで先ほど推移をお話しさせていただきましたけれども、そこを活用していただくような形での事業の推進は行っているのですけれども、残念ながらそこに今その事業を活用してやっていただく方がなかなか出てきていないというのが現実でございます。

○横尾委員

今事実を確認させていただきました。これはもう紛れもない今の事実なのかと思うのですが、これに対してどう分析していくかというところが鍵になると思うのですが、この過去5年間の実績に対しては使われていないなど思っているのですが、市としてはどのような見解をお持ちですか。

○（建設）庶務課長

委員も今おっしゃられていたとおりここ数年あまり使われていない実態がございます。問合せ自体もあまり多くは来てございません。その問合せがあっても、この助成を受けるための要件をなかなか満たせないというケースもありまして、我々といましてはこの事業が100%活用されているかと言われると、なかなかそこまでには至っていないのかというふうに認識しております。

○横尾委員

では、この目的が実はもう達成されている、もしかするとこの制度を始めたときの目的がもしかして変化しているのではないのかという考え方もあると思うのですが、これについてはどのようにお考えですか。

○（建設）庶務課長

こちらの助成金の助成内容という部分で、舗装の新設、それから側溝を新たに設ける、さらには交通安全施設を新たに設ける、こういった部分の補完、維持補修工事というのを設けてございます。我々といましては舗装の新設ですとか側溝の新設、それから交通安全施設の新設、こういった部分は一定程度の完了、達成のほうはできているのかというふうには認識しているのですが、最後の維持補修についてはこれからも整備した後、年々傷んでまいりますのでそういった部分、維持補修というのが必要になってくるというふうには想定はしております。

○横尾委員

先ほども課長は言っていましたけれども、目的というのが生活環境の向上に資するという部分で私道の整備を促進しようという話だったのですが、これはまだ達成し切れていないのかとは思いました。

あと、市民ニーズの低下というのは先ほども問合せの話ありますけれども、市民ニーズが低下しているという考え方はないのでしょうか。

○（建設）庶務課長

ニーズ自体が低下しているのではという御質問だったと思うのですが、我々の認識としてはニーズがもしかしたら少し変わってきていて、先ほど申し上げたとおり、舗装を新たにするというよりは、それを直していくというようなニーズの部分が高くなっているのかというふうには感じているところでございます。

○横尾委員

こうやって聞いてみると制度上の使いづらさというのが明らかに出てきているのではないかと思います。条件がニーズに合っていないなどの課題だとかもあるのかと思いますし、助成額だとか助成率だとかも、2分の1から3分の1にしたはっきりとした理由が分からない状況ですが、これについても課題があるのかと思うのですが、これについてはいかが考えていますか。

○（建設）庶務課長

委員がおっしゃられていた要件が高過ぎるのではないのか、さらには助成の割合が少しどうなのだという話だと思うのですが、恐らくその二つについては、いずれもやはり課題なのかというふうには認識しております。

とりわけ、御相談を受けたときの感触としては要件の部分でなかなかうまくお話が進まないことのほうが大きいのかというふうには感じでございます。

○横尾委員

ちなみにこの制度が周知されていないというか、周知が行き渡っていないという考え方もあると思うのですが、こちらについてはどのようにお考えですか。

○（建設）庶務課長

改めて今回、周知の仕方について考えがどうなっているかというのを確認はしたのですが、今この事業の周知の仕方というのが年度初めに町内会に対して、こういう制度がありますよということでのマニュアルというのでしょうか、そちらを送らせていただいています。ただ、それですとどうしてもいろいろな方に広がりづらいという部分もありますので、そういった面では周知が完全かと言われると少し足りない部分があるのかというふうには感じてございます。

○横尾委員

私も町内会で通知を受けてどうしたらいいのだろう。町内会で持っている土地というのはそんなにないですし、道もないですし、そんなに枚数が来るわけでもないですし、この内容をもっと詳しく分かりやすくというのもないですし、なかなかこれを周知していたというふうに言われてしまうとこれは行き渡っていないのではないかというところは感じたところです。

それで前回も他都市の状況、令和3年第3回定例会で聞きましたけれども、他都市の状況というのを広く調べて検討していただきたいとお願いしましたが、他都市の状況はどのようなところを調べてあるか確認させてください。

○（建設）庶務課長

昨年お話しいただいた後、道外の部分までは調べはついていないのですが、道内の主要10市ということでお答えさせていただきますと、10市のうち半数はやはり引き続きこういった助成を行っていない、制度を持っていないという状況が続いてございます。

10市のうち小樽市を含む残る5市ですが、私道に対する整備というのが行われている状況です。そのうち、小樽市を含めて4市については、こういった助成者に対する助成金を交付する形になってございます。

改めて助成割合等を確認したのですが、そういった中ではやはり2分の1助成というところがありましたので、それと小樽市を比較しますと若干、小樽市のほうが助成率は低いのかというふうには認識してございます。

○横尾委員

まず他都市の状況を広く検討してくれという話もありますけれども、やはり小樽市の今の状況、前にも少し話していますけれども、人口減少、高齢化が進んでいる日本全国ですが、その中の縮図と言われているのは北海道だとも言われていまして、この北海道の中で10万人都市で人口減少高齢化がいち早く進んでいるのは、やはり日本の中でも小樽市がかなり進んでいるという中で、道内他都市の状況を見ているとどうしても小樽市の動きがすごい遅くなるのではないのかという部分もあったので、こういうときに小樽市として今やるべき施策はどういったものなのかというのは、やはり広く探っていった上で判断していただきたいという部分でお願いしていました。

1年たっていますけれども、しっかりこれも今、小樽市に必要な制度が道内だけにあるとは限らない部分もありますので、ぜひ確認していただきたいと思うのですが、私としては、やはり道路の見直しの市民のニーズというのは何なのかというのをまた考えていただいて見直しも検討していただきたいと思うのと、助成の割合も、予算を使っていないのであれば上限を予算内にして助成割合を上げるということも可能なのかなと、今の予算を増やすわけでもなく、そういった方法もあるのかなと、必ず使っていただきたいというニーズがあるのであれば着実に進んでいくのかというふうにあります。

あと周知方法についてもしっかり見直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）庶務課長

我々としても実際に使われていないという数字的な現実を踏まえて、一つ目は今おっしゃられていた条件、それからもう一つが助成の割合、こちらについては少し改めて内部で整理して詰めていきたいなというふうを考えております。

それから、周知方法でございますけれども、これについてはおっしゃるとおり今かなり限られた方にしか提供できていませんので、これについては早々に見直しをかけてまいりたいというふうに考えてございます。

○横尾委員

◎はいかい高齢者位置情報検索システムについて

では、次に進みたいと思います。

次の質問は、はいかい高齢者位置情報検索システムについて質問させていただきます。これも令和元年第3回定例会で私から質問させていただいております。

まずこの事業についてです。また事実確認ですけれども、この制度の目的もう一度お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

本事業の目的としましては、徘徊のおそれがある高齢者を介護する御家族に対しまして位置情報システム導入費用の一部を助成することにより、認知症高齢者が在宅で生活を送るための支援を図ることとしております。

○横尾委員

大事な内容かと思っています。

次に、認知症の徘徊に関する市民のニーズというのはどのような状況だと把握されていますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

認知症とかが疑われる御家族から相談を受けると、第一次的に介護サービスですとか、あと医療に結びつけるというのがまず出てくると思うのです。御家庭の御事情とか、症状とかいろいろあるかと思うのですけれども、その中で徘徊という部分がかかなり多くなるのであれば、こういうサービスを御紹介するというふうになってくると思います。

○横尾委員

次に、この制度を利用するための条件、そして、その条件をつけている理由があればお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

要件につきましては徘徊のおそれのある65歳以上の高齢者を介護する御家族の方で、該当する高齢者と御家族ともに小樽市在住ということになってございます。

理由につきましては、先ほど申し上げましたように高齢者の日常の支援という施策でして、そちらについては年齢は一応65歳ということで定めているものでございます。

○横尾委員

この助成額が1万円というようにお話がありましたけれども、こちらについては何か理由がございしますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

こちらの1万円につきましては、位置情報のシステムを導入する際の費用ということで登録手数料とか、そういうものを指しているところで1万円を上限に助成しているものでございますけれども、実際に小樽市で協定というか、契約を結んでいる事業者が初期の導入費用が1万円を少し切るぐらいの金額になってございまして、他社の同じようなシステムの事業者も大体1万円未満ということで、その金額を設定しているものと認識しております。

○横尾委員

それでは、この制度の見直しも含めて経過をお示してください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

この事業は平成18年度から開始したものでございますけれども、実際にこの事業を始めた詳細な経過については申し訳ございませんけれども調べ切れておりません。

当初、小樽市で1社そういうシステムを持っている事業者と契約しておりましたけれども、令和2年度にほかの民間の企業もそういうシステムを出しているところがございます、ほかの事業者も1万円を上限に助成するよう

な形になってございます。

○横尾委員

その見直しは、制度の見直しなのか、取り扱う会社が変わっただけなのか、その装置自体の内容が何か変わったのかという部分はお聞かせ願えますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

もともと長年、1社のシステムを使っていたところなのですが、御家族とかが利用しやすいような形でほかの事業者のシステムを使えるように令和2年に制度を見直したところでございます。

○横尾委員

こういったシステムが何社か市内で使っているかもしれないところがあるので、それも該当するようにしたというような内容の見直しだったということを確認させていただきました。

行政評価では施策ごとに評価していると思うのですが、この事業はどこの施策に含まれている、構成されているものか分かりますか。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

第7次小樽市総合計画では介護保険事業計画におきまして、高齢者福祉施策として位置づけてございます。地域包括ケアシステムの深化に向けた高齢者を地域で支える仕組みづくりの推進という形で位置づけてございます。

○横尾委員

そこで評価をされていると思うのですが、それを踏まえて先ほども違うことを聞きましたけれども、過去5年間の実績についてお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

過去5年間の実績でございますけれども、新規の申請で小樽市で助成した件数は5年間いずれもゼロ件でございます。

○横尾委員

そうしたら目標みたいなものも多分ないのかと思うのですが、このはいかい高齢者位置情報検索システムというのは認知症の高齢者の見守り事業ということでやっていると思うのですが、人生100年時代、これから向かいますけれども85歳以上では55%以上の方が認知症にこれからなっていくというようなお話もされていますし、ある大学の調査では行方不明が5日間経過すると生存率がゼロ%になるというようなことになっておりますので、非常に大事な対策、事業なのかとは考えておりますけれども、それがゼロだということが続いているということで令和元年にもそのことを指摘させていただいて、事業の見直し等を考えてはいかがですかという話をさせていただいておりました。

その上で今事実を確認しましたので、この実績に対する市の見解をもう一度確認させてください。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

先ほどの横尾委員とのお話の中で、その制度が十分に活用されていないということだったのですが、確かにシステムの機器自体の使い方というのが高齢者に常に身につけてもらわなければGPSが機能しないということもあって、それ自体がなかなか使いづらいという視点は確かにあると思います。

それで令和2年度から新しいシステムなども導入されているのを見まして、制度を申請しやすいような形で我々が協定しているもの以外でも利用するようにはできてきています。ただ、申請がないということなのなのですが、今申し上げましたとおり、徘徊に対応できない、仕切れない機械の部分があるのですが、ただ支援の周知方法ですとか、申請方法につきましても何らかの工夫を検討していく必要があるものではないかと考えております。

また、地域支援事業として現在取り組んでおります認知症関係の施策です。例えば、認知症の初期集中支援チームですとか、地域で認知症の理解を進める認知症サポーター養成講座ですとか、地域で高齢者を見守るというネッ

トワーク、こういうものの取組と連携して高齢者の位置検索システムを含めまして、取り組んでいく必要があるのかと思います。

また、介護保険給付の中でも認知症老人のはいかい感知機器の貸与、こういうものもありますのでそういう介護保険の給付制度とも連携しながら取組を進めていく必要があるものと考えております。

○横尾委員

見解と同時に今後どうするかというお話もしていただきましたけれども、なぜ令和元年度にこうやってお話をし、2年度になってシステム、使える会社を増やしてという部分だけにとどまっているのかというのが気になるところでして、結局、認知症とか徘徊への備えということで言われてよくネットを見るとぱっと出てくるのが、やはり早期発見の工夫ということでGPSを活用する。あと先ほどもありましたけれども、地域と連携する。

あともう一つ、徘徊のタイミングを知るということで玄関にセンサーを設置するというようなことも大事だよというように書いていたりするのですけれども、そういったことで事業を進めてくような考え方とか、そういったものが出てきたのか出てこなかったのかという部分で、その検討の状況も聞かせていただければと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

事業の見直しの中で、センサーですとか、いろいろな制度を見直していくというお話ですけれども、私も先ほど申し上げましたが認知症施策の中で行っている各事業も含めまして、連携をしてやっていくというようなことをイメージしております。

○横尾委員

徘徊というのは結局、認知症の方にとっては意味ある外出なので、止めることはできないというふうに言われております。やはりそれを早く生命の危険に至らないようにというので非常に大事かと思っていました。正直、令和元年度にこういうお話をした中で実績が全く上がらない、見た目でも、その2社になったという話ですけれども、そのこのニーズをしっかりと捉え切れていないのかというところは感じるころはやはりあります。

そこで、先ほどの見直しもあったのですけれども、どうしてもやはりこの見直しを検討するタイミングというのが恐らく予算だとか、そういったところで計上するときに確認されていると思うのですけれども、そのこの検証がしっかりできていないのではないかと私は感じてしまうのですけれども、その辺、はいかい高齢者位置情報検索システムについても、その時点でしっかりと検討はなされたのか、ほかのところでも検討していたのかという部分でどこでこの見直しだとかこの内容について検討されていたのかというのをお聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室中村主幹

実際に予算の中で何件ほどニーズがあるのかということを検討していくことになるのですけれども、認知症高齢者の相談を伺う中で実際にGPSを付けたいというようなお話にまで至っていない、介護保険サービスですとか、医療ですとか、そういうものに結びついているものがございますので、最低限の該当するケースがあるだろうというところで2件から3件ほどのものを想定して予算計上をさせてもらっているというような形になっております。

○横尾委員

これで私の質問を終わりますけれども、やはり結局事業で見直しされていないのではないかと思います。そういう仕組みをしっかりとつくりたい、事業ごとでは事業の評価とかしていないというお話ですけれども、見切れていない部分、小さな事業ではありますけれども非常に大事な部分だと思いますし、これを使われていないのであれば、ぜひ使っていただけるような制度の見直しというところまでしっかりと、予算の時期だけだと足りないと、やはり急いで予算をつくらなければならないというのもあります。

決算を見て予算をつくるというのは大変な時期ですので、そういった仕組みもぜひ考えていただきたいのと、特にこういったものは市民の生活、そして生命にも直接影響する部分もありますので、しっかりと検討していただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○秋元委員

それでは、今回示していただきました資料に基づいて質問をさせていただきます。

◎生活保護について

初めに、生活保護の開始と廃止についてですけれども、まず開始となった年代別状況ですとか、主な理由についてはどんな状況でしょうか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

まず開始世帯の年代別の内訳につきましては、いつも北海道に統計で報告する様式に年代別の項目がないということもございまして集計はしておりません。通常は高齢ですとか、母子ですとか、障害、傷病とか、そういった世帯類型別の把握を行っているところでございます。

それから、開始の主な理由につきましては、現金ですとか、預貯金などの減少によるものが99件ほどございました。これが一番多いです。それから、世帯主が病気である、これが21件、それから失業や倒産など働きによる収入の減少によるものが18件となっております。

○秋元委員

年代別の状況については様式が整っていないためにないのだということで、逆に廃止になった場合なのですけれども、これも当然、年代別の状況については押さえられていないかと思えますけれども廃止になった主な理由についてはどうですか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

廃止になりました主な理由につきましては、死亡によるものが125件、それから、働きにより収入が増加したことにより廃止になったものが28件、これが主なものでございます。

○秋元委員

亡くなった方が125件あったのだという話でした。

それで、生活保護の相談につきましては、私自身、今までもたくさんいただいております、生活保護に関する相談と生活相談です。あともう一つ多いのが不正な受給に関連して、どこどこの誰々が不正受給をしているのではないかというような相談も受けたことが結構あります。その都度、担当課にはつないでございましたけれども、数年前にも市内で生活保護費の不正受給をして逮捕されたことが報道されたことがありましたけれども、生活保護を受給している方の中には、この一件で非常に肩身の狭い思いをしている、そういう方もいらっしゃいました。

そこで伺いますけれども、廃止となった中に不正受給が理由で廃止になったケースはあったのか、あれば何件あったのか、またもし分かれば発覚した理由も含めてお知らせください。

○（福祉保険）生活支援第1課長

令和3年度につきましては、不正受給によりまして廃止になった件数につきましては4件ほどございました。

発覚の経緯につきましては、詳細なところの資料を持ち合わせていないので、その部分については御答弁を控えさせていただきます。

○秋元委員

不正による受給が4件あったということで、発覚した状況については把握していないということでした。

ただ、今回不正により廃止になったということでありましたけれども、廃止となるまでの手続についてはどのようにされるのですか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

廃止に至る手続につきましては、不正受給の場合については一度そういった不正受給の事案が発生しますと、こちらで不正受給の扱いということで当然、不正受給した金額を返還していただいたりですとか、それから再発防止

のために文書による指導などを行っております。

その上で生活保護を継続しても、なおかつ2回目で同じように不正受給を起こした場合につきましては、これは当然重くなりますので、そういったケースについては、改めまして本人に事実確認ですとか、いろいろな調査を行った上で組織内での検討会議を開きまして、それで不正受給2回目ということで判断した場合につきましては、それは厚生労働省の生活保護の実施要領の取扱いなどもありますので、そういった部分に照らし合わせて基本的には2回目については廃止を含めて検討するということになっております。そういった中で、こちらからの文書での指示に対する違反が2回目になったということで廃止になるというケースがございます。

○秋元委員

廃止になるということは非常に重たい処分だなと思うのですが、具体的に一例を挙げていただければ助かるのですが、具体的にどんな状況のときに廃止という重い処分がされるのでしょうか。もし何か具体例ありましたらお聞かせいただけますか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

例えば、よく無届けで働いている方とかがいっぱいいます。収入を得て働いているのですが市役所には届出をしないということで、それが発覚した場合につきましては不正受給ということになります。当然、今後そういったことをしないようにということで先ほど申し上げましたように文書で指導しまして、それでもなおかつ、再度同じことを繰り返す方がいらっしゃいます。そういった場合につきましてはもちろん動機ですとか、背景ですとか、そういった部分をいろいろ加味はしますが、やはり悪質性があるですとか、あるいは金銭的にも大きいですとか、そういったケースにつきましては廃止を含めて検討して、結果的に廃止に至るケースもあります。

○秋元委員

少し過去の例を調べましたら、これは私が記憶している事件でありましたが、2012年に約2年間にわたって163万円の収入があったことを申告していなかったということで、それまで受給していた生活保護費が649万円になっていたということなのですが、今の課長から説明いただいたとおり金額が大きい場合というようなお話ありましたけれども、金額がどのぐらいになれば実際その返還の必要性が発生してくるのか、これについては、その金額の一定の基準みたいなものはあるのでしょうか。例えば100万円を超えたら返還をしなければならないとかというような基準などというものはありますか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

不正受給に係る返還につきましては、金額の大小にはかわらず、それこそ少額でも高額でも不正受給がありましたら、それについてはあくまで返還していただくという取扱いになっております。

○秋元委員

少ししつこいようなのですが、先ほどは少し例示したのですが、過去2年間で163万円の収入があったて隠していて、その間受け取っていた生活保護費が649万円になっていたということなのですが、こういう場合というのはその間に受給していた649万円について返還の責任が生じるということなののでしょうか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

この場合649万円を生活保護費としてお渡ししていましたと。実際に不正受給として163万円ということでおっしゃられていましたけれども、そうなりますと実際にお返しいただく不正受給金額としては163万円が対象になるということになります。

○秋元委員

それでは少し質問を変えますけれども、今回先ほど言ったとおり示していただいた資料の中で、生活保護を受けている方々への就労支援についての記載もございました。それでこれまで市としてどのような就労支援を行ってきたのかについて説明していただけますか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

生活保護に関する就労支援につきましては、当課に就業指導員を配置しておりまして生活保護を受けている方の中でお仕事を探す方が指導員を通じて、自立に向けてハローワークとも連携をしながら仕事を見つけるための就業相談というものを行っているところであります。

○秋元委員

今、就業指導員の方がいらっしゃるということだったのですけれども、具体的に本市では現在就業指導員の方が何名いらっしゃるのか。

また、先ほどもざっくりと活動の内容もお話いただきましたけれども、日常的に相談を受けたりする中でこの就業指導員の方々はどのような活動されているのか、これについてお知らせいただけますか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

就業指導員につきましては現在2名配置しております。

活動内容につきましては、まず就業指導を必要とする方をケースワーカーと相談しながらピックアップするところから入ります。そして、実際に就業指導の対象となった方につきましては、定期的に個別の面談を入れながら、就職に向けて個別の丁寧な対応をしながら、もちろんハローワーク小樽とも連携しながら求人情報なども適切なものを提供できるように、そういったきめ細かな対応をしているところでございます。

○秋元委員

他市の状況なども見させていただくと就業指導員の方々には、そもそも専門的な知識がないことが問題になっているというところもあったのですけれども、小樽市では先ほどお答えいただいた就業指導員の2名の方々については専門的な知識ですとか、経験ですとか、そのようなものというはあるのでしょうか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

小樽市の生活支援課に配置しております支援員2名につきましては、1名はハローワークを退職されたOBの方を配置しておりまして、もう1名につきましては他の自治体ですとか、あるいは民間で就業相談の経験のある方をそれぞれ配置しておりますので、未経験の方ということではございません。

○秋元委員

それで、就業指導員の活動の件数もいただいた資料の中にありましたけれども、男女別に掲載されておりました就職決定件数です。非常にたくさんの方が就職まで結びついているのだなと改めて感じましたけれども、相談者の実数というのがどういう状況なのか、相談件数は書いていたのですけれども相談者の実数というのはどのように押さえているのでしょうか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

相談件数の実人数につきましては、現状では延べ相談件数でしか把握していないという状況でございます。

○秋元委員

これは前にも同じ質問をしたときにお話しさせていただいたのですが、就職決定件数を見ますと多いなと感じました。ただ、そもそもの相談している方々の人数が分かったほうが実際にどのぐらいの効果があるのかというのが分かるのではないかとというふうに以前もお話しさせていただきましたが、確かに大変な人数だったりすると思いますから状況的には難しい部分もあるかと思いますが、今後はぜひそういう部分も実数、実際に相談されている方々の人数も把握されたほうがいいのではないかと一つ感じていた部分であります。

次に移りますけれども、就職決定件数では男性37名、女性45名となって45件です。これについては年代別でどのような状況でしょうか、年代については押さえていらっしゃいますか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

就職件数の年代別につきましては、男性はやはり50歳代の方が一番多くなっておりまして、女性では40歳代が一

番多いということになっております。

○秋元委員

今ではなくてもいいのですけれども、具体的に20歳代が何名とか、そういう押さえ方もされているのであれば、後ほどお聞かせいただければと思うのですけれども、もし今分かればどうでしょうか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

男女別のそれぞれの年代ということで申し上げます。男性につきましては10歳代2名、20歳代1名、30歳代5名、40歳代5名、50歳代16名、60歳代5名、これを合計すると34名ということになります。実際の就職決定件数は37件になっていますけれども、これ少しダブっている方とかもいらっしゃいますので御了承いただきたいと思います。

それから、女性につきましては20歳代4名、30歳代11名、40歳代20名、50歳代6名、60歳代が4名となっております。

○秋元委員

私も以前から相談を受ける中で、生活保護を今は受けているけれども何とか自立したいのだという相談を受けていた方が御夫婦でしたけれども、仕事をして家を買われた方がいらっしゃいます。自立をしたのです。本当にそのときは御本人たちも喜んでおりましたし、私も制度の趣旨から考えると非常にすばらしいことだなと思いました。

また、小樽市としても就労支援をしている中で、たくさんの方が就職まで結びついているということはすばらしい取組だと思いますけれども、長い目で見てまだまだ職に就けていない方々もいらっしゃいますので、ぜひその辺の支援もしっかりしていただきたいと思います。

それで今各年代別に就職した方々の人数もお聞かせいただきましたけれども、もっと言えば就職先というのは押さええていましたら、全てではなくてもいいのですけれども今お聞かせいただかなくて結構ですけれども、各年代別の個人の就職先などというのは押さええているものでしょうか。

○（福祉保険）生活支援第1課長

今申し上げられることとしましては、職種の傾向ということで、年齢別までは押さええておりませんが、主なものでは男性では工場とか倉庫での作業が一番多くて、あとは調理作業ですとか、清掃業、そういったところが多くなっております。

女性につきましては、販売とか接客、そのほか工場や倉庫での作業、それから事務です。いわゆる一般事務という順になっているところでございます。

○秋元委員

この生活保護の就業支援につきましては、これまで小樽市としても非常に力を入れてきていただいたという結果が今の数字に反映されていると感じますけれども、もっと言えば、これまで行ってきた就労支援の効果や課題について最後に伺って終わりたいと思います。

○（福祉保険）生活支援第1課長

効果と課題につきましてですけれども、効果としましてはやはり就業指導員とケースワーカーが連携することによりまして、きめ細かな就労指導を継続することによって就職に結びついたケースも一定数ございますので、そういった部分では一定程度の効果はあるというふうに考えています。

あと課題につきましては、やはり生活保護受給者の方の中には就業意欲の低い方ですとか、あるいは資格ですとか、そういった技術を持たない方が多くいらっしゃいますので、そういった方たちの就職に向けて職業訓練を受講させたりですとか、それから個々の状況において就労支援を実施してはいますけれども、なかなか簡単に結びつかないという部分が課題ということでございます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎教育費決算について

私からは教育費の決算について伺います。

例年、教育費の増額をお願いするために教育費に関わる数値比較などの質問をしてきたのですが、コロナ禍の影響で教育関係にも多く突発的な財政的な投入がされているために、昨年度の決算ではなかなかそういうところの数値比較が成り立たなくなるだろうということで1回お休みしています。

それで今回もさほどコロナ禍の状況というのは変わらないと思うのですが、やはりその影響下でこの2年間、市民や子供たちの教育がどのような状況にあるのか。それからそれに対して市はどのように手を尽くしてきていただいたのかということを教育費の面から把握できたらと思い、お聞きをさせていただきます。

例によって市民1人当たりの教育費というところから話に入らせていただくのですが、小樽市の財政の中の、5目的別経費状況調(総額)によれば、2021年度は市民1人当たりの教育費3万3,243円、道内の10市中第10位、10市の平均は5万3,279円、小樽市とはおよそ2万円の差があるという状況です。

これらについて、コロナ禍前の額や順位とあまり差がないと思うのですが、市教委の分析はあるでしょうか。

○(教育)教育総務課長

委員がお示しされた目的別経費状況調でございますが、教育費においては政令市である札幌市はその他の市では負担をしていない教職員の人件費が加わっております。

また、市によって社会教育施設の設置状況や本市にはありませんけれども、市立大学、市立高校、幼稚園などの設置状況も異なっております。

さらに、人口に対して児童・生徒数も異なることから単純な比較は難しいものがあると思いますけれども、各市の増減率を比較する形での分析は可能かと思います。その増減率を分析しますと、令和3年度、4年度の比較で大規模な教育関連の施設の工事を行った2市を除き、8市が12%から20%の減となっており、多くの道内も各市同様の傾向が伺えます。

小樽市も8市に入っておりますが、共通した減少の主な理由ですが、令和4年度にGIGAスクール構想関連の教育端末整備や校内通信ネットワーク整備を行い、3年度はこの費用がありませんので、本市の数字としては14%減となっておりますけれども、減少幅は8市の中では低いほうだと分析しております。

○佐々木委員

今おっしゃっていただいたように条件が違う中ですので単純に比較できないというのは分かっておりましてけれども、今挙げていただいたほかのまちとの比較の仕方も大変勉強になります。

そこで、一昨年は学校教育に係る費用で、各市のホームページ等で公表されている数値を基に今言ったように条件をきちんとそろえて児童・生徒1人当たりの教育費を試算していただいたのです。分かる範囲ではあるのですが、小・中学生の比較では他市と比べ、必ずしも小樽市が低いというわけではないという結果は伺うことができました。

小・中学校については決算の側面から見れば学校でかかる経費、ソフト面について特に基本的にどこのまちも同じような内容になるということなのだと思うのですが、大きな違いが数字に現れるとしたらハード面、それ

も学校建設費をやはり除いたというような部分でどうなのかというところに現れてくるかと、小樽市としてどのように予算上の手立てをしていくのかも大切だと思いますし、結果としてそれがどうなっているのかという、決算上の分析もしておくべきだと思います。

そこでお聞きするのですが、他市との比較というよりは小樽市内での比較ということでお聞きしますが、2021年度についても学校建設費を除いた小・中学校中、それぞれの児童・生徒1人当たりの小・中学校費の額をまずは示してください。

○（教育）教育総務課長

学校建設費を除いた児童・生徒1人当たりの教育費ですが、小学校費では約16万2,000円、中学校費では約16万8,000円となっております。

○佐々木委員

2020年度との比較において、大きな増減の要因というのは何でしょうか。

○（教育）教育総務課長

2020年度である令和2年度との比較ですが、令和2年度は小学校費で約24万円、中学校費で約27万7,000円となっておりますので、3年度と2年度の比較では小学校費で約7万8,000円の減、中学校費では約10万9,000円の減となっております。

減少の主な理由としては、先ほど申し上げたとおり、他市と同様にGIGAスクール構想関連の教育用端末整備、校内ネットワーク整備等にかかる費用が影響しているものと思われます。

○佐々木委員

それではもう一つ、コロナ禍の影響がさほどなかった2019年度の数字と同様の計算方法で示していただいて、本市の児童・生徒の1人当たりの教育費の増減比較というのは可能ですか。

○（教育）教育総務課長

2019年度である令和元年度は小学校費12万円、中学校費が約13万8,000円となっておりますので、令和3年度と令和元年度の比較においては小学校費約4万2,000円の増、中学校費約3万円の増となっております。

○佐々木委員

この増の要因というのは、やはりコロナ禍対応の緊急の措置のためなのでしょうか。

また、その部分を除いたとして、実質小樽市の小・中学生の教育費は増えているのか、減っているのか判断できるでしょうか。市の見解をお願いします。

○（教育）教育総務課長

令和3年度と元年度の比較において、要因を分析しますと忍路小・中学校の併置に伴うものや燃料費の高騰によるものがありますが、御質問があったコロナ禍対応による事業としましては学校教育活動継続支援事業があります。

小学校を例に申しますと決算額が約1,450万円ですので、令和3年度の児童1人当たりにしますと約4,400円の影響額がございますので、この部分はコロナ禍により増加しているものと判断できますけれども、コロナ禍の影響は学校生活全体に及び様々な事業の予算に影響していると考えられますので、コロナ禍対応の部分を除いて小樽市の小・中学校の教育費の増減を判断することは少し難しいのかと考えております。

○佐々木委員

難しいということで分かりました。

コロナ禍に対応するために様々な緊急措置が学校教育に投入されて、子供たちの安全が図られたということについては本当によかったなと思います。

しかし、本来の教育活動というのはそれとは別に毎日続いていまして、例年恒常的にかかる経費は変わらないというところですね。

以前、市教委に伺ったときにお答えいただいたのは、本市の学校教育の状況としては市が示すICT整備基準、それから、学校図書の整備など学校教育に係る予算はまだ十分ではないと考えているというお答えをいただいております。現在、この段階で市教委としての教育予算についての見解もお聞かせください。

○（教育）教育総務課長

国のICT整備基準につきましては、教育用端末やネットワークの整備についてはGIGAスクール構想により大きく進みましたけれども、項目の一つである統合型校務支援システムにつきましては既に6校を研修のために先行導入しておりますが、基準としては100%の整備となっておりますので現時点では達成できていない項目になっております。

学校図書の整備基準につきましては、蔵書数については多くの学校が基準に達していない状況であります。学校司書を増員するなどこれまでも整備を進めてきたところであり、今後も、統合型校務支援システムや学校図書館の整備に向けた取組はもちろん、その他についても様々な取組を進める必要があると思いますので、効果的な事業の工夫を行うとともに必要な予算については市長部局と協議をしてみたいと思っております。

○佐々木委員

第3回定例会の議論の中でも学校図書のことについてはまだというところでお話がなされました。そういうことも含めていくと、単純比較はできないということもよく分かりましたし、そうなのですけれども、最初に述べた市民1人当たりの教育費、これやはり道内10市中10位、最近ずっと見ましても9位、10位というところで推移しています。やはりそれについて、重い数字なのではないかとも思いますので、ここはやはり市の財政は厳しいところであるというのは依然続いていると思うのですけれども、市長それから財政部はこの点については意識を置いて学校予算、教育予算の確保をよろしくお願いをします。

○高橋（龍）委員

◎財政について

まず1点目、財政について伺いをいたします。

地方財政において重要な指標となる数字について幾つか伺っていくのですけれども、まず一つ目に財政力指数です。これはシンプルに高いほど財政に余裕があるというわけですけれども、もちろん単純にそれだけを見てその自治体の行財政運営がよいか悪いかということの評価にはならないというのは理解をした上でお聞きをします。

本市の財政力指数は令和元年度から3年度までの平均で46.3%でした。本市単独の数字では何とも言えないので、比較対象として財政でおつくりいただいています小樽市の財政の中から道内主要10市の平均と比較をしてみます。10市平均が56.4%であるため、ここからどうやら本市はマイナス10%程度、やはり財政力指数は低いことが分かります。

次に、類似都市の財政力指数と比べてみますが、ここにおける類似都市というのは人口や産業構造で分類される類型が同じ都市、類似団体のことを指すと捉えています。この資料の中には令和3年度のデータがないので正確な数字ではないものの、類似都市の同指数はおおむね77%弱となっています。

人口や産業構造が似ている都市との比較で30%もの違いがあるというのは、本市の高齢化率の高さや、所得水準の低さによって税収が少ないことなどが要因なのかと推察をしますが、本市の考えや分析について御説明をお願いします。

○（財政）財政課長

財政力指数は普通交付税の算定で用いられる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3か年平均であります。また、標準的な行政サービスに必要な経費に対する市税や各種税の交付金などの割合となっております。

人口の年齢構成ですとか、地形的な事情などによりまして類似団体であっても必要な経費は異なりますが、その

経費を賄うための市税収入が多い自治体ほど指数が高くなることから、市税収入が少ないことが財政力指数の低い主要因であると考えております。

○高橋（龍）委員

次に、本市がその財政力指数を上げていくために、まちとして何が必要であると言えるのでしょうか。

決算等の分析を踏まえて、本市にはこのような特性があるからこうやって歳入を増やすことが必要というように、理由も含めてお示しいただきたいと思います。

○（財政）財政課長

本市の財政力指数を上げていくためには市税収入の増が必要となりますことから、地域経済の活性化や人口対策をさらに進めなければなりません。例えばになりますが、具体的には、銭函の地域などが今後も企業立地が進む余地があると考えられることから、その地域へのさらなる誘致の促進によります施設整備などで、新たな法人市民税や固定資産税を獲得したり、そこに働く場が創設されることで移住定住が促され、生産年齢人口が増えることで個人市民税が確保されるといったような、よい流れをつくることができれば市税収入全体の増加が図られるのではないかと考えておりまして、そういうふうに対策を進めていく必要があるのではないかと考えております。

○高橋（龍）委員

やはり地域の産業に対して投資を呼び込むということが重要であると捉えました。

次に、1人当たりの市債年度末現在高に関してなのですが、令和3年度の決算時点では他市と比較しても低めでありました。これは今後、大型の建設等を控えていますから、そこに向けて高くなるというふうに捉えてよいでしょうか。

そして、そもそも1人当たりの市債残高が膨らむことによって、長期的な視点で考えたときに懸念されることはどのようなことですか。

○（財政）財政課長

今後、老朽化した公共施設の建設事業の財源として大きな割合で市債を借りますと借入残高が増えます。そして人口は減少傾向であることから、委員のおっしゃるとおり1人当たりの市債残高は高くなるが見込まれます。

また、1人当たりの市債残高が膨らむということは、長期にわたってその返済の負担というのが後年度まで続くこととなりますので、場合によっては将来の財政運営に支障を与えることも懸念されますので、過度な負担とならないように借入額には留意していく必要があると考えております。

○高橋（龍）委員

そうですね、人口減との関連もありますから、1人当たりで割り返したときに大きくなってしまっても懸念されるところです。

次に、経常収支比率について伺います。

令和3年度は前年度比で少し下がっています。また、他市を見てもおよそ同じ流れで下がっているようにお見受けするのですが、国の施策等の兼ね合いで下がったということでしょうか。あるいは、それぞれ個別の理由が重なってそのように見えているのか、本市の経常収支比率が下がった理由について併せて御説明をお願いします。

○（財政）財政課長

経常収支比率は経常的な収入に対し、経常的な支出がどの程度あるかということを示す指標になっております。

国の臨時交付金につきましては経常的な収入とはなりませんので、比率の算定対象外となっております。

本市の3年度の経常収支比率が2年度と比べて低くなった主な理由としましては、算定の分母となります普通交付税や臨時財政対策債、地方消費税交付金などの経常一般財源収入が約15億円程度増加した一方で、分子となる人件費や補助費等の経常経費充当一般財源が約3億円減少したことなどによるものであります。

○高橋（龍）委員

この辺り財政に関する様々な指数については、今後さらに細かく見ていながら政策提言にもつなげていきたいと思えます。改めて別のタイミングでも詳しくお聞かせいただければと思います。

◎収支改善プランについて

次に移しますが、次は、収支改善プランについて質問です。

一部先ほど来の質疑との重複もあると思えますけれども、流れもあるものですからお聞きいたします。

まずコスト意識を高めて無駄を排するということは行財政運営において重要であります。この2年間はコロナ禍によってプランの設定にやはり見通しづらい不確定要素が多くなっているのではないかと考えます。つまり歳入歳出の随所にコロナ禍の影響が多分に含まれてくることで、当初の見込みと決算が乖離している点もあると推察します。その辺りの揺れといいますか、差異のようなものをどのように捉えていますでしょうか。どういった影響が出たのか、御説明ください。

○（財政）小林主幹

プランの取組の中には使用料・手数料の適切な改正という項目がございますけれども、これは令和元年度からの使用料・手数料の収入の増減を効果額として設定しているものになりますが、3年度は使用料の減少が大きく使用料・手数料の全体も令和元年度から比べると減少しております。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症による利用の減少や施設の休館なども影響しているものと考えてございます。

○高橋（龍）委員

では、コロナ禍の影響を受けて取組の金額だけでなく、そもそもプランの項目自体を検討する必要があるというような議論には至らなかったのでしょうか。あるいは、中間見直しで変更しようという考えはありますか。

○（財政）小林主幹

先ほどお答えいたしました使用料・手数料の件で申しますと、確かにコロナ禍の影響もあり使用料・手数料収入が減少している面があると考えておりますけれども、これにつきましてはコロナ禍の情勢によっては状況の改善といったことも考えられるところではございます。

なお、中間見直しにつきましては、現在のところ大型建設事業が控えている中での中長期の収支見通しについて、建設事業費や公債費のシミュレーションの作成といった検討をしてございますけれども、中間見直しにつきましては現在検討中ということで御理解いただければと思います。

○高橋（龍）委員

次に移しますが、以前から申し上げてまいりましたが、歳入増加に向けて最も即効性があるのはふるさと納税であると考えています。

本市もふるさと納税もここ数年で伸びてきていると認識しています。ここはポータルサイトを増やしたということが大きな理由であると思えますが、決算の数字を見ても、やはりタッチポイントを増やせば寄附額も伸びると言えるのでしょうか。

そして、様々な返礼品で町の特徴を打ち出していくということは、本市のみならず各自治体も工夫をされています。本市も農林水産課以外にも連携をして、食品以外の産品を拡充していくという必要もあると考えますが、この点いかがでしょうか。

○（産業港湾）農林水産課長

食品以外の地場産品の拡充につきましては、令和3年度にふるさと納税業務を農林水産課に所管替えし、当課だけではなく商業や産業、観光など産業港湾部全体で返礼品拡充のために連携を図ることが重要と考えており、旅行体験商品をはじめ、日用品や工芸品など食品以外の返礼品を増加したことで、令和2年度末381品であった返礼品数

も令和4年8月末で740品まで増加しております。

今後も産業港湾部全体で連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋（龍）委員

ふるさと納税の本質が寄附であるということは理解はしているものの、やはり収支改善に向けては歳入を増やすということが極めて重要であると思っています。そうしたことから産品を増やしていつているということは非常に評価をさせていただくところです。

収支改善に向けて歳入を増やすのが重要と申し上げましたが、歳出を減らすことには限界があります。ゼロに減らしてもゼロまでにしかならないということです。もちろんゼロにすることは不可能ですから、歳出の削減で捻出できる金額というのは知れているわけです。

逆に歳入を増やすということに対しては天井がなく、そこに向けて工夫をしていくほうが効果が高いと感じています。

そうした意味で収支改善を大きく進めるためには攻めの姿勢といいますか、稼ぐ取組のようなものに力点をおくのが重要だと感じますが、市としての捉えはいかがですか。

○（財政）小林主幹

これまで歳出削減の取組を続けてきた中で、さらに大きな削減というのが難しくなっている一方で、確かに歳入増、取り分け自主財源の確保は重要なものと考えてございます。

ただ、歳出の取組といたしましては、外部委託やICTの利活用を含めた業務プロセスの見直しによる業務改善により、行政コストの削減を進めるといった行政改革の取組を推進していく必要があるとも考えてございます。

○高橋（龍）委員

次に、少し角度を変えて質問いたしますが、自立支援事業については収支改善プランの中で効果が算出できなかったと書かれています。今後において算出できる見込みというものはあるのでしょうか。

ないのであれば、収支改善プランの項目として入れておくべきかどうかということも議論が必要だと思いますが、この辺りはいかがでしょうか。

○（財政）小林主幹

収支改善プランの取組にあります自立支援事業の促進でございますけれども、この促進により支援が必要な方々の社会参画を促すものであり、結果として扶助費の抑制につながるとしているものでございます。

定量的な効果額の算出が難しいため、プランの中で別掲載とし、効果額が見込めた段階で本掲載とするそういった取扱いが現在の考え方となっております。

○高橋（龍）委員

今お聞きしたことの意図について少しお話をします。収支改善プラン自体は全く否定をするものではありませんが、振り返りの際などに見る角度を少し変える必要があるとは思っています。

また、単純に費用対効果を見なければいけない事業とそうではない事業があるということも理解をしています。その辺りは区別と申しますか、少し整理をすることで見え方が変わってくるのかと思っています。

それは先ほど申し上げた自立支援事業のこととも通じるのですが、従前のやり方、特に縦割りでは効果を図れないものがあるということです。つまり予算上は支出が大きいように見えていても、その効果が部署を超えて得られる場合があつて本当は効果があるのに切り捨てられてしまうケースも懸念されるという考えです。

例を挙げて説明をいたしますけれども、公共施設の再編に関する調査特別委員会における市民プールのコストについての議論を思い出していただきたいのです。様々御意見ありましたが、私としては、プール単独の収支を見ればペイするハードルは高い。ただ、医療費の削減につながれば元が取れるのではないかという趣旨でお話をさせていただきました。様々な事業が相互に影響し合つてどういった効果を得ているのかというのは、各事業を単

独で見るとでは評価できないということです。

その評価をどこが担当するべきかというお見合い状態みたいなものを招くかもしれませんが、複数の事業間における効果、特に費用面での効果を分析すべきだと考えております。その点に関してはどう捉えていますでしょうか。

○（総務）企画政策室谷守主幹

複数の事業が影響し合ってもたらされる効果につきましては、費用面での効果額を分析するというのは、なかなか難しいというふうに考えられますけれども、委員がおっしゃられましたように複数の事業の間で得られる効果もあるものと考えられますので、様々な事業が複合的にもたらす効果、影響につきましては、関係部署間で情報を共有しながら施策の展開を図っていただければと考えてございます。

○高橋（龍）委員

やはり、その効果を定量的に算出することに関しては難しいものではあると思います。ただ、こうしたことを議論していかなくては、やはり表面的な費用対効果にのみ着目しがちになってしまいます。そうなると市としても投資的政策には二の足を踏むことになるのではというふうな懸念もあることから、今回質問をさせていただきました。

ですから、収支改善プランについても有機的つながりを意識した上で多面的に分析をしていただいて、その結果として項目や評価軸を見直すなどのブラッシュアップをしていただきたいとお願いを申し上げまして、本日の質問を終わりたいと思います。

○財政部長

実際に事業を予算づけをする場合、確かに直接効果は得られるものではなくて間接的に、例えば産業振興等でしたら、やはり支援することによって税収を上げていくということもございますので、そういうことは我々としても常にいかに投資したお金を循環させるかということも意識をしているところでございますし、これから予算編成に入ってくる中においても、しっかりそういったことはやはり意識しながら、今言ったような直接的なことではなくても間接的でも、いかにしてお金を回しながら効果が上がるのかということは広く意識をしながら予算編成に当たることがあるかというふうに考えているところでございます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。